

平成 25 年度事業報告書 (案)
【船員保険事業】

(2013)

事業期間：平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日



全国健康保険協会
船員保険

目次

加入者・船舶所有者の皆様へ	3
第1章 全国健康保険協会の理念及び船員保険事業運営方針	
1. 理念	4
2. 平成25年度の事業運営方針	4
第2章 加入者及び船舶所有者数の状況	
1. 加入者、船舶所有者の動向	6
2. 加入者の年齢構成	6
第3章 医療費と保険給付費の動向	
1. 医療費及び保険給付費(年金給付費を除く)の動向	8
2. 年金給付費の動向	11
第4章 船員保険財政の動向	
1. 平成26年度予算編成と保険料率決定までの動き	12
2. 平成25年度の協会決算の状況	13
第5章 船員保険事業の概況	
1. 保険運営の企画・実施	14
2. 保険給付等の円滑な実施	23
3. 保健・福祉事業の着実な実施	29
4. 組織運営及び業務改革	38
第6章 東日本大震災における影響と対応について	40
第7章 平成25年度の総括と今後の運営	41
協会の運営に関する各種指標(船員保険関係数値)	43
平成25年度の財務諸表等	46
参考資料	67

加入者・船舶所有者の皆様へ

全国健康保険協会が船員保険事業の運営を担うようになってから、5年目に入りました。

この間、私どもは、わが国の海運及び水産を支える船員の方々及びそのご家族の健康と福祉の向上を図るため、全力で事業運営に取り組んでまいりました。事業運営に当たっては、船員保険協議会等のご意見をいただきながら、加入者や船舶所有者の皆様のご意見を反映した、自主自律の運営に努めるとともに、民間組織として業務改革を進め、サービスの質を向上させることによって、公正かつ効率的な運営の実現を図ってまいりました。

おかげさまで、加入者及び船舶所有者の皆様のご協力とご支援をいただき、事業運営は着実に安定してきております。この場をお借りして、改めて、日頃のご高配に厚く御礼申し上げます。

しかしながら、船員保険を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。若干緩やかになってきたとはいえ、被保険者数の減少傾向は続いており、同じく全国健康保険協会が保険者である「協会けんぽ」等と比べて、医療費がかかる中高年層の加入割合が高い状況も続いております。さらに、急激な少子高齢化を背景に、社会保障制度を支える現役世代の収入の伸びを上回る勢いで高齢者の医療費が増加する中、高齢者医療への拠出金等の負担もますます重くなる傾向にあります。

船員保険事業の安定的な運営を確立していくためには、加入者や船舶所有者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、一層の業務の効率化・経費削減に努め、貴重な保険料をより有効に活用した事業運営を図っていかねばなりません。

このため、今後とも、ジェネリック医薬品の使用促進やレセプト点検の強化など、医療費適正化に向けた取組みを積極的に進めるとともに、健診の受診率等の向上や、一人ひとりの健診結果に応じた健康情報の提供等による加入者の皆様の健康づくりの推進に重点的に取り組んでまいります。

また、船員労働の特殊性を踏まえ実施している、労災保険の上乗せ給付等の取組みや無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等の福祉事業についても、着実に実施してまいります。

船員保険が加入者や船舶所有者の皆様にとって身近で、かつ無くてはならない存在となり、すべての加入者の皆様から、「船員保険の加入者で本当に良かった」と喜んでいただけるよう、引き続き、様々な取組みを進めてまいります。

今回、平成25年度における事業の実施状況をご報告するに当たっては、これまでの実績等を振り返り、事業の更なる改善、充実を図ることができそうですよう、最大限努力してまいりますので、今後とも、皆様からのご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

全国健康保険協会
理事長 小林 剛

第 1 章 全国健康保険協会の理念及び船員保険事業運営方針

1. 理念

(1) 基本使命

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保険者として健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

(2) 基本コンセプト

基本使命を踏まえ、保険者の機能を十分に発揮し、次の事項を基本コンセプトとして取り組んでいます。

- ・加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

2. 平成 25 年度の事業運営方針

25 年 3 月に策定した 25 年度の事業運営の方針は、次のとおりです。

協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、上記 1 の協会の理念（基本使命・基本コンセプト）に立脚した上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方にたって事業運営に取り組めます。

25 年度においては、

- (1) 船員労働の特性に応じた事業ニーズを十分踏まえるとともに、加入者の視点に立ち、サービススタンダードを遵守するなど常にサービスの向上に努めます。
- (2) また、特定健康診査や特定保健指導の実施率の向上を図るための各種取組みを強化するとともに、加入者一人ひとりの生涯を通じた健康生活支援のための総合的な取組みを継続します。
- (3) さらに、レセプト点検、医療費通知等の医療費適正化やジェネリック医薬品の使用促進のための取組みを推進します。

事業運営に当たっては、

- (1) 中期的な財政見通しや医療保険制度改革の動向等を踏まえ、保険者としての健全な財政運営に努めます。
- (2) また、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映するとともに、積極的な広報・情報開示に努めます。
- (3) さらに、P D C A（計画、実行、評価、改善）サイクル等を通じた効率化や日本年金機構等の関係機関との連携に努めます。

第2章 加入者数及び船舶所有者数の状況

1. 加入者、船舶所有者の動向

25年度末現在の被保険者数は57,859人であり、前年度末に比べて372人(0.6%)減少していますが、減少率は鈍化してきています。被保険者のうち、疾病任意継続被保険者数は3,398人であり、前年度末に比べて159人(4.5%)減少しています。

被扶養者数は69,288人であり、前年度末に比べて1,949人(2.7%)減少しています。

加入者数では127,147人であり、前年度末に比べて2,321人(1.8%)減少していますが、被保険者数等と同じく、減少率は鈍化してきています。

25年度の被保険者1人当たりの平均標準報酬月額額は392,966円であり、前年度に比べて0.6%増加しています。増加率はわずかですが、前年度から2年連続で増加しています。

平均標準賞与月数は平均標準報酬月額額の1.34月であり、前年度に比べて0.08月増加しています。

船舶所有者数は5,782であり、前年度末に比べて37(0.6%)減少していますが、大きな変化はありません。

【(図表2-1) 加入者、船舶所有者等の動向】

(加入者:人、平均標準報酬月額:円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
被保険者数	60,848 (1.6%)	59,981 (1.4%)	58,722 (2.1%)	58,231 (0.8%)	57,859 (0.6%)
うち疾病任意 継続被保険者 数	4,150 (13.0%)	3,756 (9.5%)	3,508 (6.6%)	3,557 (1.4%)	3,398 (4.5%)
被扶養者数	79,663 (3.2%)	76,344 (4.2%)	73,468 (3.8%)	71,237 (3.0%)	69,288 (2.7%)
加入者数	140,511 (2.5%)	136,325 (3.0%)	132,190 (3.0%)	129,468 (2.1%)	127,147 (1.8%)
平均標準報酬月額	394,901 (0.1%)	389,649 (1.3%)	388,869 (0.2%)	390,432 (0.4%)	392,966 (0.6%)
船舶所有者数	6,066 (1.4%)	6,001 (1.1%)	5,924 (1.3%)	5,819 (1.8%)	5,782 (0.6%)

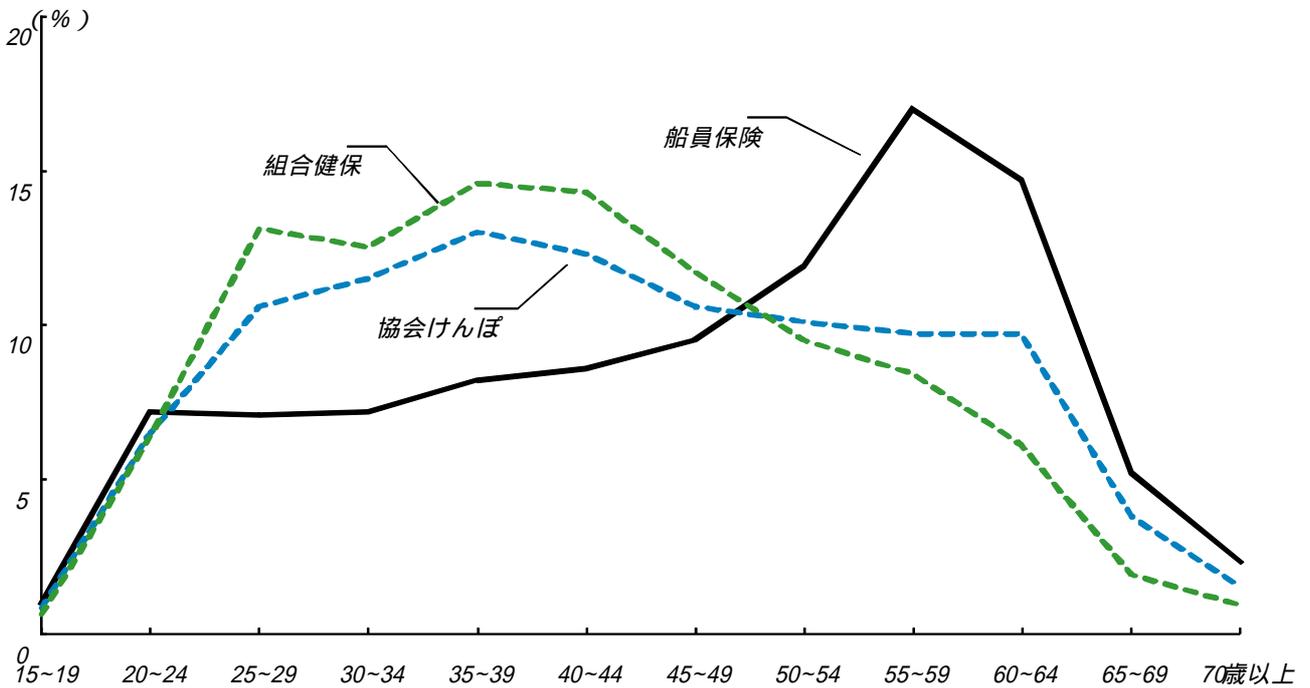
注) ()内は対前年度増減率です。

2. 加入者の年齢構成

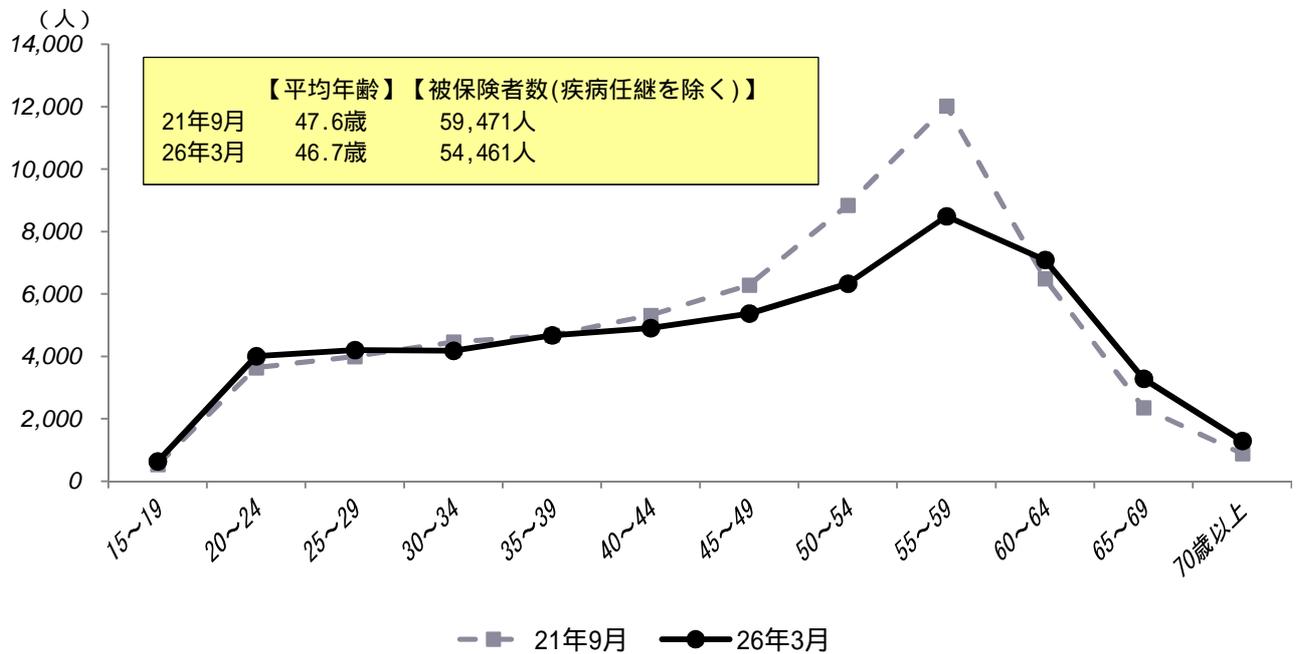
船員保険では、以前から指摘されているように、被用者保険の中では、1人当たりの医療費が比較的低額である20代から30代の被保険者の割合が少なく、1人当たりの医療費が高額となる50代から60代の被保険者の割合が高いという特徴があります。(図表2-2参照)

26年3月末における船員保険被保険者の平均年齢は、46.7歳であり、船員保険事業の運営が全国健康保険協会に移管される直前の21年9月末における平均年齢が47.6歳であったのに比べ、1歳ほど若くなっていますが、50代以降の被保険者の加入割合が高いという状況は、一定程度緩和されたとはいえ基本的には変わっておらず、今後における船員保険事業の安定的な運営を図る上では、引き続き、この点に十分留意していく必要があります。(図表2-3参照)

【（図表 2 - 2）制度別被保険者の年齢構成の比較（平成 24 年 10 月 1 日現在）】



【（図表 2 - 3）被保険者の年齢階層別の推移】



第3章 医療費と保険給付費の動向

1. 医療費及び保険給付費（年金給付費を除く）の動向

25年度の医療費総額は約240億円であり、加入者数の減等の影響もあって前年度に比べて1.5%減少しています。

このうち、医療給付費は約190億円であり、前年度に比べて2.1%減少し、その内訳は、現物給付が約186億円で前年度に比べ2.2%減少した一方、現金給付費（療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限る。）は約4億円で前年度に比べて2.2%増加しています。

また、その他の現金給付費（傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計。）は約27億円であり、前年度に比べて2.1%増加しています。

その結果、医療給付費にその他の現金給付費を加えた保険給付費（年金給付費を除く）の合計額は約217億円であり、前年度に比べて1.6%減少しています。

【（図表3-1）医療費と保険給付費（年金給付費を除く）の動向〔全体〕】

（単位：百万円）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
医療費総額	25,940 (1.2%)	24,547 (5.4%)	24,573 (0.1%)	24,415 (0.6%)	24,037 (1.5%)
医療給付費	20,548 (1.5%)	19,359 (5.8%)	19,633 (1.4%)	19,411 (1.1%)	19,005 (2.1%)
現物給付	20,148 (0.9%)	18,907 (6.2%)	19,157 (1.3%)	19,036 (0.6%)	18,621 (2.2%)
現金給付費（注1）	400 (22.6%)	452 (13.0%)	475 (5.1%)	375 (21.1%)	383 (2.2%)
その他の現金給付費 （注2）	4,253 (3.5%)	3,551 (16.5%)	2,992 (15.8%)	2,632 (12.0%)	2,687 (2.1%)
+	24,802 (1.8%)	22,910 (7.6%)	22,624 (1.2%)	22,043 (2.6%)	21,692 (1.6%)

注1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

注3) 19年の法改正により、22年1月以降は、21年末まで船員保険から支給されていた職務上給付（労災保険相当分）は労災保険から支給される（22年1月以降の災害に限る。）こととなりました。

注4) ()内は、対前年度の増減率です。（以下、図表3-2から図表3-6についても同様）

医療給付費の状況を加入者1人当たりで見ると、医療費総額は187,709円であり、前年度に比べて0.5%増加、医療給付費は148,411円であり、前年度に比べて微減、このうち現物給付は145,418円であり、前年度に比べ0.1%の減少、現金給付費は2,993円であり、前年度に比べて4.3%増加しています。

また、その他の現金給付費は、20,984円であり、前年度に比べて4.3%増加しています。保険給付費は169,394円であり、前年度に比べて0.5%増加しています。

【(図表3-2) 加入者1人当たり医療費と加入者1人当たり保険給付費(年金給付を除く)の動向[全体]】

(単位:円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
平均加入者数(人)	142,072	138,007	133,690	130,779	128,054
医療費総額	182,580 (1.5%)	177,866 (2.6%)	183,803 (3.3%)	186,691 (1.6%)	187,709 (0.5%)
医療給付費	144,633 (1.2%)	140,275 (3.0%)	146,851 (4.7%)	148,426 (1.1%)	148,411 (0.0%)
現物給付	141,814 (1.8%)	136,998 (3.4%)	143,296 (4.6%)	145,558 (1.6%)	145,418 (0.1%)
現金給付費(注1)	2,818 (20.4%)	3,277 (16.3%)	3,556 (8.5%)	2,868 (19.3%)	2,993 (4.3%)
その他の現金給付費 (注2)	29,939 (0.9%)	25,733 (14.0%)	22,377 (13.0%)	20,127 (10.1%)	20,984 (4.3%)
+	174,571 (0.8%)	166,009 (4.9%)	169,229 (1.9%)	168,554 (0.4%)	169,394 (0.5%)

注1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

注3) 制度改正により22年1月以降において、21年末まで船員保険から支給されていた職務上給付(労災保険相当分)は労災保険から支給される(22年1月以降の災害に限る。)ようになっています。

また、医療費及び保険給付費(年金給付を除く)のうち、職務外の事由に関する給付、下船後の療養補償及び職務上の事由による上乘せ給付等に関する給付並びに経過的な職務上の事由による給付の内訳は、図表3-3、図表3-4及び図表3-5のとおりです。

【(図表3-3) 職務外の事由に関する給付】

(単位:百万円)

	21年度(注3)	22年度	23年度	24年度	25年度
医療費総額	5,587 (-)	22,256 (-)	22,714 (2.1%)	22,509 (0.9%)	22,208 (1.3%)
医療給付費	4,258 (-)	17,068 (-)	17,774 (4.1%)	17,504 (1.5%)	17,176 (1.9%)
現物給付	4,226 (-)	16,654 (-)	17,340 (4.1%)	17,167 (1.0%)	16,814 (2.1%)
現金給付費(注1)	32 (-)	414 (-)	434 (4.8%)	337 (22.2%)	362 (7.3%)
その他の現金給付費 (注2)	574 (-)	2,559 (-)	2,438 (4.7%)	2,230 (8.5%)	2,324 (4.2%)
+	4,832 (-)	19,626 (-)	20,212 (3.0%)	19,735 (2.4%)	19,500 (1.2%)

注1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

注3) 平成21年度は平成22年1月から平成22年3月の3ヶ月分の数値です(図表3-4及び図表3-5についても同様)。

【(図表3-4) 下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付】

(単位:百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
医療費総額	561 (-)	1,947 (-)	1,653 (15.1%)	1,771 (7.1%)	1,709 (3.5%)
医療給付費	561 (-)	1,947 (-)	1,653 (15.1%)	1,771 (7.1%)	1,709 (3.5%)
現物給付	558 (-)	1,925 (-)	1,634 (15.1%)	1,735 (6.2%)	1,688 (2.7%)
現金給付費(注1)	3 (-)	23 (-)	20 (12.9%)	36 (82.0%)	21 (41.6%)
その他の現金給付費 (注2)	- (-)	92 (-)	138 (50.0%)	151 (9.7%)	129 (14.9%)
+	561 (-)	2,039 (-)	1,791 (12.2%)	1,922 (7.3%)	1,838 (4.4%)

注1) 「現金給付費」は、医療に係る現金給付である療養費(一部負担金相当額の支払を含む)及び移送費に限っています。
(図表3-5についても同様)

注2) 「その他の現金給付費」は、休業手当金です。

【(図表3-5) 経過的な職務上の事由による給付(注1)】

(単位:百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
医療費総額	165 (-)	344 (-)	205 (40.3%)	136 (33.8%)	120 (11.9%)
医療給付費	165 (-)	344 (-)	205 (40.3%)	136 (33.8%)	120 (11.9%)
現物給付	164 (-)	328 (-)	183 (44.1%)	134 (27.0%)	119 (10.9%)
現金給付費	1 (-)	16 (-)	22 (39.2%)	2 (90.6%)	0 (81.9%)
その他の現金給付費 (注2)	474 (-)	901 (-)	416 (53.8%)	251 (39.8%)	234 (6.5%)
+	639 (-)	1,245 (-)	621 (50.1%)	386 (37.8%)	354 (8.4%)

注1) 「経過的な職務上の事由による給付」とは、21年12月以前の職務上の事由による傷病手当金や障害年金等の給付については、19年の法改正前の船員保険法に基づく給付であるため、経過的に協会から支給しているものです。

注2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料の合計です。

2. 年金給付費の動向

25年度の年金給付費は43億円であり、前年度と比べて1.5%増加しています。受給権者数は2,271人であり、前年度に比べて0.5%減少しています。

【(図表3-6) 年金給付費の動向】

(年金給付費:百万円、受給権者数:人)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
年金給付費(注1)	4,517 (1.8%)	4,507 (0.2%)	4,289 (4.8%)	4,277 (0.3%)	4,341 (1.5%)
受給権者数(注2)	2,289 (1.9%)	2,311 (1.0%)	2,309 (0.1%)	2,283 (1.1%)	2,271 (0.5%)

注1) 年金給付費は、障害手当金、遺族一時金等の各種一時金を含めています。なお、平成25年度の年金給付費のうち、19年雇用保険法等の一部を改正する法律による改正後の船員保険法に基づく年金給付費は7,905万円であり、そのうち障害年金と遺族年金の年金給付費は1,452万円です。

注2) 受給権者数は、各年度末における障害年金及び遺族年金の受給権者数の合計です。なお、平成25年度の受給権者数のうち、19年雇用保険法等の一部を改正する法律による改正後の船員保険法に基づく受給権者数は10人となっています。

第4章 船員保険財政の動向

1. 平成26年度予算編成と保険料率決定までの動き

(1) 疾病保険料率について

疾病保険料率については、船員保険事業の運営が全国健康保険協会に移管された以降、22年度及び23年度は9.4%(被保険者、船舶所有者で折半)に据え置いた後、24年度においては、被保険者数の減少及び1人当たりの医療費の増加の傾向等を踏まえ、年度収支の均衡を図る観点から、船員保険協議会等に諮った上で、0.4%引き上げ、9.8%としていましたが、25年度においても、24年度と同様の観点から、0.3%引き上げ、10.1%とすることといたしました。

なお、被保険者負担分については、19年の法改正時に、特例措置として、準備金から繰入れを行うことにより、「被保険者の負担を軽減するため必要があるときは、期間を定めて、保険料率から0.5%までの範囲内で協会が定める率を控除して保険料率とすることができる」とされていたことから、24年度及び25年度における被保険者負担分の引上げに当たっては、各年度における引上げ率と同率を控除することにより、実質負担率が、23年度までと変わることがないように配慮することとしました。(注)

26年度の保険料率については、現行の保険料率(10.1%)を据え置いた場合、25年10月末に船員保険協議会において審議いただいた時点では、年度収支に約3億円の赤字が発生することが見込まれましたが、

26年度に見込まれる赤字額は、24年度及び25年度に見込まれた赤字額と比べると少額であったこと

平均標準報酬月額が、近時、わずかではありますが、増加傾向にある一方で、保険給付費は比較的安定してきていること

25年度末においても一定額の準備金が見込まれたこと

等から、最終的には、現行の保険料率10.1%を据え置くこととし、実際に赤字額が発生した場合には、準備金を取り崩すことにより対処することとしました。

(注) 船舶所有者負担分については、24年度及び25年度いずれの年度においても、災害保健福祉保険料率について、疾病保険料率の船舶所有者負担分の引上げ率と同率の引下げがあったので、船員保険料率全体では実質負担率は変わっていません。

(2) 災害保健福祉保険料率について

災害保健福祉保険料率については、26年度においては、現行の保険料率(1.05%)を据え置いた場合、船員保険協議会において審議いただいた時点では、年度収支はほぼ均衡するものと見込まれたことから、現行の保険料率を据え置くこととしましたが、中長期的には収支状況は楽観を許さない面もあることから、今後については、保健・福祉事業等の実施状況等を注視しつつ、対応を検討することとしています。

2. 平成 25 年度の協会決算の状況

25 年度の決算報告書では、船員保険の収入は約 471 億円であり、支出は約 462 億円で、収支差は約 9 億円となりました。

収入の主な内訳は、保険料等交付金が約 348 億円、疾病任意継続被保険者保険料が約 14 億円、国庫補助金・負担金が約 30 億円、職務上年金給付費等交付金が約 63 億円となっています。

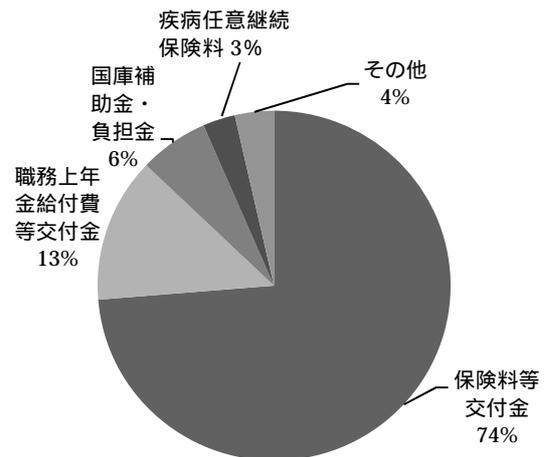
一方、支出の主な内訳は、保険給付費が約 262 億円、後期高齢者支援金等の拠出金等が約 123 億円、介護納付金が約 33 億円、業務経費・一般管理費が約 33 億円となっています。

また、今後の保険給付費等の支払いに備えるとともに、被保険者の皆様の保険料率の軽減に充てるため等の財源として保有している船員保険の準備金は、24 年度末において約 390 億円でしたが、25 年度においては、このうち約 302 億円を金銭信託（運用対象は満期保有を原則とした日本国債）において運用し、その運用益は約 8,700 万円となっています。

このように、船員保険の財政状況は、近年比較的安定してきていますが、緩やかになってきているとはいえ、被保険者数の減少傾向や加入者 1 人当たりの医療費の増加傾向は継続しており、今後、後期高齢者支援金等の負担増も見込まれることから、引き続き、各種指標の動向等を見極めながら、安定的な財政運営に努めていく必要があります。

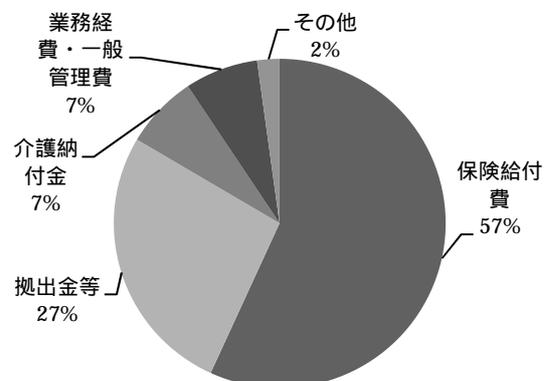
【（図表 4 - 1）25 年度 船員保険勘定決算の収入の概要】

収入計	471 億円
保険料等交付金	348 億円
疾病任意継続保険料	14 億円
国庫補助金・負担金	30 億円
職務上年金給付費等交付金	63 億円
その他	17 億円



【（図表 4 - 2）25 年度 船員保険勘定決算の支出の概要】

支出計	462 億円
保険給付費	262 億円
拠出金等	123 億円
介護納付金	33 億円
業務経費・一般管理費	33 億円
その他	11 億円



第5章 船員保険事業の概況

1. 保険運営の企画・実施

保険者としての総合的な取組みの推進

25年度においては、保険者機能を発揮、強化するため、加入者や船舶所有者の皆様へに船員保険事業について理解を深め、より身近に感じていただくことができるよう、情報提供事業を積極的に展開しました。

また、各種給付の適正かつ迅速な支払いや保健・福祉事業の効果的な実施等を図るため、各種取組みを進めるとともに、一人ひとりの健診結果に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」の配付等により、加入者における健康づくりに対する意識の向上を図るなどしました。

さらに、効率的な医療の実現に向けて、ジェネリック医薬品の利用促進に関する取組みやレセプト点検の効果的な推進、柔道整復施術療養費の適正化の取組み、下船後の療養補償利用に当たっての制度周知等の取組みを実施しました。

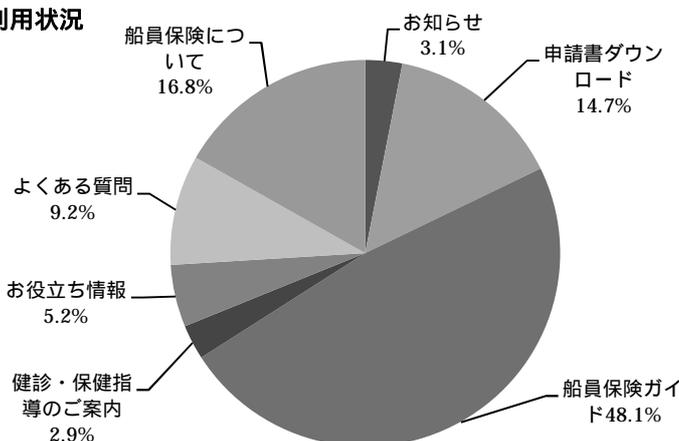
また、保険給付費の適正化を図るため、引き続き、被扶養者資格の再確認等を実施するとともに、無資格受診等の事由による債権の回収の強化に努めました。

(1) 情報提供・広報の充実

加入者や船舶所有者の皆様への情報提供・広報については、ホームページや関係団体の機関誌等を活用し、時宜を得た情報提供と丁寧な広報活動に努めています。ホームページには、申請手続きや健康づくりに関する情報などを盛り込んだ「船員保険マンスリー」を毎月掲載しました。

ホームページの利用状況については、25年度の総アクセス件数は717,354件（月平均で約60,000件）となっています。内訳は船員保険ガイドが最も多く、全体の48.1%を占めています。これは、25年3月の協会ホームページリニューアルに伴い新設したコンテンツ「こんなときどうする」のアクセス件数が多かったことによりですが、「無線医療助言事業」や「保養事業」等の福祉事業に関することなど、加入者や船舶所有者の皆様へに役立つ情報の提供に努めています。

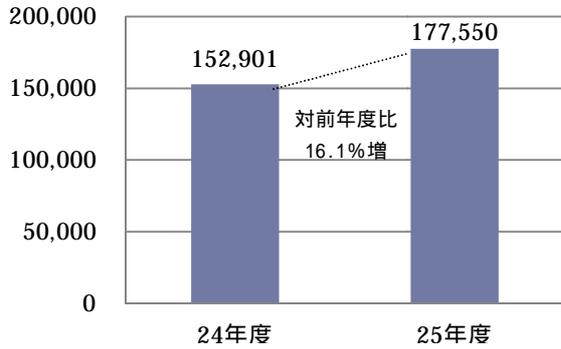
【(図表5-1) 船員保険ホームページの利用状況
[アクセスの内訳]】



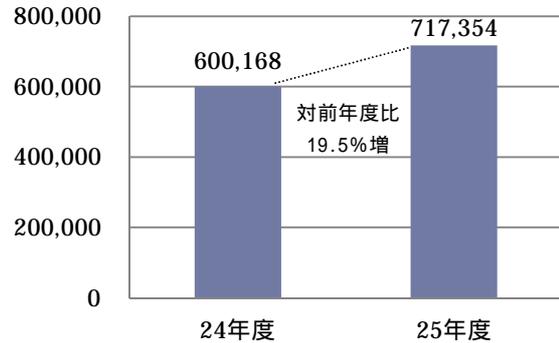
〔平成25年度分〕

【(図表5-2) 船員保険ホームページアクセス件数 [25年4月~26年3月]】

《船員保険ホームページアクセス件数(トップページのみ)》



《船員保険ホームページアクセス件数(全体)》



このほか、インターネットを利用されない加入者や船舶所有者の皆様を含め、幅広く広報を実施するため、 から までの取組みを行いました。今後とも、加入者や船舶所有者の皆様の視点に立ったわかりやすい広報を心がけ、様々な広報媒体を活用しながら情報発信力を強化してまいります。

「船員保険のしおり」の配付

25年度からは、被保険者証と一緒に携帯できる大きさで、船員保険の給付内容等について説明したリーフレット「船員保険のしおり」を作成し、被保険者証の送付時に同封、配付することとしました。25年10月から配付を始め、これまでに約54,000名に送付しました。

平成25年10月現在

船員保険のしおり

病気やけがをしたときは、病院や診療所・薬局で船員保険被保険者証を提示し、窓口で一定割合の自己負担を支払えば、残りの部分は船員保険から給付され、必要な医療等を受けることができます。なお、正常な妊娠・出産や美容整形、健康診断など病気とみなされない場合は、船員保険は使用できません。

区分	窓口負担割合
義務教育就学前	2割
義務教育就学後	3割
70歳未満	
70歳以上 (高齢受給者)	高齢受給者証で ご確認ください

全国健康保険協会 船員保険部
http://www.kyouseikaikengo.or.jp/

被保険者証は正しくご使用ください

- 受診の際は、毎回必ず医療機関に被保険者証をご提示ください。
- 職務上や通勤途上の病気・ケガについては、船員保険の給付は行われず、原則として労災保険の適用になります。
- 業道整備券(整骨院・接骨院)による治療は、船員保険の対象となる場合とならない場合があります。(日帯の疲労・肩こりの解消を目的とした利用などは船員保険の対象外です。)

被保険者証の回収にご協力ください

- 退職等により被保険者でなくなった場合は、被保険者証をお勧め先(※)にご返却ください。(被扶養者がいる場合は被扶養者全員分の被保険者証をご返却ください。)
- 被扶養者の方が就職等の理由により被扶養者でなくなった場合は、速やかにお勧め先(※)にお申し出いただき、被保険者証をご返却ください。

※疾病任意継続被保険者の方は、直接船員保険部に被保険者証をご返却ください。

<ご注意ください>

退職した日の翌日以降(被扶養者の場合は被扶養者でなくなった日以降)、被保険者証は使用できません。使用された場合、後で医療費を返還いただくこととなります。

船員保険の健康診断

船員保険では、加入者の皆様に健康な生活を送っていただくために毎年健診を実施しています。年に一度のご自身の健康を見直す機会としてぜひご利用ください。船員保険が健診費用の一部を補助しているため、お得な費用で受診することができます。

ご本人の健診(35~74歳の被保険者)

生活習慣病予防健診
(一般健診、巡回健診、総合健診)

ご家族の健診(40~74歳の被扶養者)

生活習慣病予防健診 又は 特定健康診断
※健診費用、検査項目等については、受診券と一緒に配布されるパンフレットによりご確認ください。

特定保健指導について

健診の結果、生活習慣の改善が必要な方は、保健師等からアドバイスを受けながら生活習慣を改善するためのサポートを受けることができますので、ご利用ください。

船員保険の健診事業は、一般財団法人船員保険会に業務委託して実施しています。

健診に関するお問い合わせは
船員保険情報センター
Tel 045-335-3931まで

退職後の疾病任意継続制度

退職により資格を喪失された後、保険料を全額個人負担することで、2年間船員保険に加入することができます。

疾病任意継続被保険者となるための要件

- 退職日までに、被保険者期間(船員保険加入期間)が継続して2カ月以上あること
- 退職日の翌日から20日以内(20日目が土日・祝日の場合は翌営業日)に申請すること

制度のポイント

- 加入期間は最長で2年間です。
- 保険料を期日までに納めなかった場合は、納付期限の翌日に資格喪失となります。
- 保険料額は、原則として2年間変わりません。(保険料率の変更等の場合は除きます。)

全国健康保険協会船員保険部

〒102-8016
千代田区富士見2-7-2
ステーションビルディング14階
Tel 0570-300-800
Tel 03-6862-3060

配付内訳	
被保険者(被扶養者)	約 43,000 部
疾病任意継続被保険者(被扶養者)	約 11,000 部
合計	約 54,000 部

「船員保険通信」の作成・配付

加入者及び船舶所有者の皆様は、船員保険の運営状況や決算状況等をできるだけわかりやすくお伝えし、その理解に役立てていただくため、リーフレット「船員保険通信」を作成し、25年11月に全ての被保険者及び船舶所有者の皆様へ送付しました。

船員保険通信

<平成24年4月1日～平成25年3月31日>



全国健康保険協会船員保険部では、船員保険の加入者の皆さまに船員保険を身近に感じていただくため、毎年1回、「船員保険通信」を発行しております。船員保険の決算の状況や関連する情報を加入者の皆さまにお届けします。

24年度を総括して

国から協会に船員保険事業が移管されて、間もなく4年を迎えますが、関係団体等のご協力等もあって、業務の運営は着実に安定してまいりました。平成24年度においては、3つの柱に沿って事業を推進いたしました。

第1に、「サービスの向上」に当たっては、加入者の皆様の視点に立って、より迅速かつ正確なサービスの提供に努めました。ホームページにおける情報提供の在り方を見直すなど、加入者の皆様への情報提供を積極的に行うとともに、サービスに要する日数について、前年度までよりも短縮する等の成果を上げることができました。しかしながら、お客様満足度調査の結果によると、さらに改善の余地があることから、引き続き、その向上に努めてまいります。

第2に、「健康づくりの総合的支援」に当たっては、生活習慣病予防健診の受診者お一人おひとりに、健診結果に応じた生活習慣の改善策等をまとめた小冊子を配布すること等を通じて、健康増進の意識を高めていただくなどの取り組みを進めました。

また、より多くの加入者の皆様に、船員保険においてメタボリックシンドロームや生活習慣病を予防するために実施している健診や保健指導を受診、利用していただくため、健診や保健指導の実施機関の拡大、健診利用手続きの簡素化、保健指導の利用者負担額の軽減などに取り組みしました。

第3に、医療費の負担を減らすための取り組みについては、医療費通知に加えて、24年度から新たに、いわゆるジェネリック医薬品の使用促進や被扶養者資格確認の徹底などの取り組みを始め、医療費の適正化対策の推進を通じて、加入者の皆様に負担いただく費用を少しでも減らすことができるよう努めました。

平成25年度においては、医療費の適正化対策について一層の強化を図ることや、加入者の皆様の健康づくりをさらに推進していくため、健診や保健指導を一層活用いただくための環境整備を進めることなどに重点的に取り組み、保険者としての役割をさらに総合的に発揮できるよう努めてまいります。



全国健康保険協会 船員保険部

船員保険

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

配付内訳

被保険者 約 59,000 部

船舶所有者 約 4,700 部

合 計 約 63,700 部

「船員保険のご案内」の作成・配布

新たに船員保険制度に加入された方への情報提供を進めるため、船員保険制度の概要や利用手続き等について説明したリーフレット「船員保険のご案内」を作成し、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所などの窓口へ備え置きいただき、制度の周知・広報に努めました。

船員保険のご案内

私たちの海運と水産を支える

船員とご家族の皆さまの健康と福祉を全力で支援します

■ 船員保険について

「船員保険」は、海上で働く船員やそのご家族の皆さまが加入している医療保険です。

船員保険では、加入者の皆さまの保険証の交付、傷病手当金、出産手当金など様々な給付事業のほか、健診や保健指導など病気の早期発見・早期治療につなげるための保健事業や、無線医療助言事業、保養事業などの福祉事業を行っています。

全国健康保険協会船員保険部は、これからも加入者の皆さまの医療と健康を支え続けていくため、これらの事業をよりいっそう推進してまいります。



■ 高額療養費制度の見直しについて（平成 27 年 1 月～）



高額療養費とは、1ヶ月間に医療機関の窓口で支払った医療費（自己負担額）が、一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合、その超えた金額が申請により支給される制度です。厚生労働省は高額療養費制度の所得区分を細分化し、よりきめ細やかな対応が可能となるよう負担能力に応じた負担に見直すこととしています。

新たな高額療養費制度の改正案では、現在の所得区分における上位所得者の区分を新たに2つの所得区分に分割することとし、また、一般所得者（上位所得者・低所得者以外）の区分も2分割されることとなります。なお、低所得者（住民税非課税）については据え置かれるものとなっています。（平成 27 年 1 月から実施される予定です。）

■ 無線医療助言事業に関する大切なお知らせ



平成 26 年 4 月より、船員保険病院（横浜・東京・大阪の3病院）の運営主体が、「一般財団法人船員保険会」から「独立行政法人地域医療機能推進機構」（JCHO :ジェイコ）へ変更されましたが、無線医療助言事業については、大阪病院を除く2病院において継続して実施してまいります。

なお、平成 26 年 4 月以降、無線医療助言の要請先メールアドレスが変わりますのでご注意ください。平成 27 年 3 月 31 日までの間は、移行期間としてこれまでの要請先メールアドレスも引き続きご使用いただけます。詳しくは、全国健康保険協会船員保険部のホームページにてご確認ください。

■ 平成 26 年 4 月より、船員保険から宿泊利用の補助を受けられる施設が増えます

平成 26 年 4 月 1 日より、全国健康保険協会が指定した旅行代理店の契約宿泊施設をご利用される場合、船員保険から宿泊料金の一部補助が受けられるようになります。

また、船員保険保養所等に宿泊される際についても、平成 26 年 4 月より補助額を 3,000 円に引き上げ、さらにお得にご利用いただけるようになります。（詳しくは 6 ページをご覧ください。）



全国健康保険協会
船員保険

配布内訳

労働基準監督署	約 5,500 部
年金事務所	約 2,900 部
協会支部	約 1,600 部
合 計	約 10,000 部

送付物への広報チラシの同封

加入者の皆様にジェネリック医薬品軽減額通知や医療費通知、一人ひとりの健診結果に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」等を送付する際に、あるいは船舶所有者の皆様には保険料納入告知書を送付する際や疾病任意継続被保険者の皆様には保険料納付書を送付する際等において、保険料率に関する情報提供や健診事業や保養事業のご案内、無線医療助言事業の見直しに関する情報提供、下船後の療養補償や柔道整復施術療養費の利用方法のご案内等の広報チラシを同封し、配付しました。

関係団体のご協力等による広報

関係団体に多大なご協力をいただき、各団体の機関誌等において、時宜を得た、かつ、きめ細やかな情報提供、広報を実施しました。機関誌等への掲載件数は、24年度の25件から25年度は43件へと大幅に増加しました。

(2) ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品については、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資することから、国により使用促進のための総合的な取組みが推進されています。船員保険においても、加入者の皆様の窓口負担の軽減につながり、また、医療費を少しでも減少させる取組みとして、24年度に引き続き、船員保険加入者の皆様に対し、ジェネリック医薬品の使用促進を呼びかけました。

具体的には、加入者の皆様に

- ・ 「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付し、ジェネリック医薬品に切替えることでどれくらい窓口負担が軽減されるかをお知らせする、
- ・ 「ジェネリック医薬品希望カード」や「ジェネリック医薬品希望シール」を送付し、加入者の皆様が医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望されることを伝えていただきやすくする

という取組みを通じて、ジェネリック医薬品の使用を促進しました。また、ホームページや関係団体の機関誌等を通じ、ジェネリック医薬品に関する広報を実施しました。

ジェネリック医薬品軽減額通知

ジェネリック医薬品に切り替えた場合における自己負担の軽減額をお知らせする取組みについては、24年度よりも、お知らせの対象者を拡大するとともに、お知らせの回数も、1回目のお知らせで切り替えていただけなかった方には再度お知らせをすることにするなど、内容を拡充して実施しました。

具体的には、25年10月に、25歳以上の加入者の方を対象に約5,800人に1回目のお知らせを送付し、26年3月に、1回目のお知らせを送付した方のうちジェネリック医薬品へ切替えが確認されなかった方約2,600人に、2回目の通知を送付しました。

医療費の軽減効果額としては、切替えの効果を確認した25年11月時点では、1回目通知を送付した方のうち、21.7%（11月時点で受診された方に限ると31.6%）に当たる約1,300の方が、ジェネリック医薬品に切り替えていただいたことから、1ヶ月当たり約

175万円（自己負担分で約52万円、保険給付分で約123万円）の効果があったことが見込まれ、単純に推計すると年間約2,100万円の財政効果が得られたこととなります。

使用促進ツールの作成・配付

ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、ジェネリック医薬品の希望を医師や薬剤師に伝えやすくするための「ジェネリック医薬品希望カード付リーフレット」を49,000枚作成し、「医療費通知」に同封して配付しました。

また、「ジェネリック医薬品希望シール」を33,400枚作成し、「ジェネリック医薬品軽減額通知」及び被保険者証の送付時に同封して配付しました。

(3) 保険給付の適正な支払い

レセプト点検の効果的な推進

レセプト点検については、健康保険事業においてレセプト点検に従事している人材を活用することにより、事務処理の効率化、円滑な実施を図るため、東京支部において業務を行っています。

25年度においては、審査体制の充実を図るとともに、レセプトシステムの抽出機能を活用し、レセプト点検の効果的な推進に努めました。

また、24年度に引き続き、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修会を実施したほか、審査医師を含めた打合せにおいて査定事例に関する情報の共有化を行いました。

その結果、内容点検における被保険者1人当たりの効果額は、24年度と比べ約15%増加しました。

なお、船員保険においても、26年度からレセプトの自動点検システムを導入することとし、その開発に着手しました。

【(図表5-3)レセプト点検効果額】

	被保険者1人当たり効果額	
資格点検	4,246円	(1,073円)
内容点検	1,994円	(1,732円)
外傷点検	760円	(588円)

注) ()内は、24年度の数値です。

注) 25年度の数値は、協会けんぽの算出方法に準じて算出しています。

医療費通知の実施

船員保険では加入者の皆様に健康に対する意識を高めていただき、医療保険事業の健全な運営に結びつけることを目的として「医療費のお知らせ」を作成して送付しています。

25年度は、24年10月から25年9月までの診療報酬明細書(レセプト)を基に44,724件の医療費通知を作成し、船舶所有者様を通じて加入者の皆様へ送付しました。

柔道整復施術療養費の適正化

柔道整復施術療養費に関しても、多部位・頻回受診等の申請については、対象の加入者の皆様に文書による照会を実施するとともに、船舶所有者の皆様には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、柔道整復師のかかり方を説明したリーフレットを配付しました。

下船後の療養補償に関する周知

船員保険給付を適正に行うため、下船後の療養補償については、療養補償の対象範囲での適正な受診がなされるよう、加入者の皆様には医療費通知の送付時に、また、船舶所有者の皆様には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、適正な受診に関するリーフレットの配付等して広報しました。

被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の喪失届出が正しく提出されない場合、本来、資格がない方に対しても保険給付が行われるおそれがあり、また、加入者の人数によって算出される高齢者医療制度への拠出金等の負担額も増えるなど、加入者の保険料負担に影響します。

このため、25年度においても、昨年度と同様に保険給付や高齢者医療制度への拠出金等を適正なものとするため、「被扶養者資格の再確認」を船舶所有者の皆様のご協力を得て実施しました。

確認に当たっては、24年度に引き続き、被扶養者であった方が就職などにより勤務先で健康保険等に加入した場合の資格喪失の届出が未提出（二重加入）となっていないかを重点的に確認しました。

その結果、238人の被扶養者資格喪失の届出漏れが確認され、これを適正に処理したことにより、高齢者医療制度への拠出金は約1,600万円削減されることが見込まれました。

本件については、26年度においても引き続き実施する予定としております。

無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

無資格受診等の事由による債権を発生させないよう、被保険者や被扶養者の資格を喪失された後においても被保険者証を返却されていない方に対しては、日本年金機構から一次催告が行われた後も返却されない方に対して、返却をお願いする文書を送付するなどの取組みを行い、無効となった被保険者証の早期かつ確実な回収に努めました。

また、発生した債権については、文書等による催告を行い早期回収に努めたほか、支払督促等の実施などにより回収の強化に努めました。

柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

整骨院や接骨院などで柔道整復師の施術を受ける場合、船員保険を使って治療を受けられる場合と受けられない場合があります。

船員保険を使うことができない場合は、施術にかかる費用が全額自己負担（自費扱い）となります。

柔道整復師へのかかり方を正しくご理解いただき、適正な受診、保険証の使用にご協力をお願いいたします。



○ 船員保険が使えます

1. 急性または亜急性の外傷性の捻挫、打撲、捻挫（肉ばなれ）

※例えば、階段から足を踏み外し、足が床について、グキッとなり捻挫した場合がこれにあたります。負傷原因が明確な場合のみ船員保険適用になります。

2. 骨折、脱臼

（応急手当の場合、医師の同意は不要。但し、応急手当後の施術には医師の同意が必要です。）

※保険適用になるのは、上記のような場合のみです。「保険がきく」という説明を受けていても、上記に当てはまらないと判明した場合は保険適用とはなりません。

なお、負傷の原因が交通事故の場合は、必ず船員保険部へご連絡ください。

また、勤務中や通勤途上の負傷は労災保険の適用になり、船員保険は使用できません。

× 船員保険は使えません

1. 日常生活による疲れ、肩こり、腰痛、体調不良など

2. スポーツによる筋肉疲労、明確な負傷原因のない筋肉痛

3. 神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等の疾患からくる痛みやこり

4. 打撲・捻挫が治癒したあとの漫然とした施術、マッサージ代わりの利用や治癒の見込みのない長期間かつ漫然とした施術

5. 外科・整形外科で治療中であって、同時期に同部位の施術を柔道整復師より受けている場合

※上記のような場合は船員保険の適用にはなりません。全額自己負担（自費扱い）になります。

一旦保険適用として受診した場合でも、上記に当てはまると判明した場合、船員保険で負担した治療費についてお返しいただくこととなります。

◆船員保険を使用して柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかる場合は、以下の点にご注意ください。

1. 船員保険証を必ず提示しましょう。

2. 負傷原因を正確に柔道整復師へお伝えください。

「いつ」「どこで」「どのように」負傷したのかを柔道整復師に具体的にお伝えください。

3. 施術内容を確認の上、療養費支給申請書には必ずご自分で署名（または捺印）をしてください。

これは被保険者（治療を受けた方）が本来、請求すべき保険給付を柔道整復師に委任し、柔道整復師が被保険者（治療を受けた方）に代わって保険給付金を受け取るために必要な書類です。申請内容をよく確認して、ご自分で署名（または捺印）をしてください。

4. 必ず領収証をお受け取りください（平成22年9月施術分より領収証の無償交付が義務付けられています）。

診療の内容や金額を確認するためにも、領収証をお受け取りください。領収証は医療費控除の対象となりますので、大切に保管してください。

5. 治療が長引く場合は一度、医師の診察を受けてください。

慢性化および症状が固定化した負傷については船員保険が使えません。また、長期治療を受けても快方に向かわない場合は内科的要因（ケガではなく病気による症状の可能性）も考えられます。一度、医師の診察を受けてください。

◆治療・施術内容について「船員保険部」よりお尋ねすることがあります。

船員保険部より、負傷原因、治療年月日、治療内容などを照会させていただくことがあります。柔道整復師にかかったときは、受診の記録（負傷部位・治療日・治療内容など）・領収書の保管をしていただき、ご自身でご回答いただきますようお願いいたします。



全国健康保険協会 船員保険部

船員保険

<http://www.kyokaikenpo.or.jp/>

平成 25 年度の柔道整復施術療養費に関する広報実績

5 月 船舶所有者にリーフレットを配付（約 4,000 枚）

9 月 関係団体の機関誌に記事を掲載

10 月 加入者にリーフレットを配付（約 6,000 枚）

3 月 加入者にリーフレットを配付（約 46,000 枚）

船舶所有者の皆さまへ

全国健康保険協会船員保険部からのお知らせ

療養補償証明書の適正な取扱いをお願いします

■ 下船後三月の療養補償とは？

船員保険では、原則として乗船中に発生した職務外の病気やけがについて、下船日（療養を受けることができる状態になった日）から3ヶ月目の日の属する月の末日までの間は、医療機関に「船員保険療養補償証明書」を提出することにより、自己負担なしで療養を受けることができます（下船後三月の療養補償）。

療養補償証明書のご使用にあたり、以下の点にご注意のうえ、適正な取扱いをお願いいたします。

■ 療養補償の対象となる病気やけがは？

療養補償の対象となる病気やけがは、原則として乗船中に発生したものに限られます。ただし、乗船前や下船から再乗船までの間（雇入契約存続中に限る）であっても船員としての職務遂行性（雇用契約に基づき船舶所有者の指揮命令下にあること）が認められるものは「乗船中」と同じ取扱いになります。

ご注意ください！

下記のような場合は療養補償の対象にはなりませんので、ご注意ください。

× 療養補償の対象にならない場合（例）

- ・乗船前から医療機関で治療を受けている病気やけが
- ・乗船中に発病した病気やけがで、すでに療養補償証明書を使用して受診し、一度「下船後三月満了年月日」を過ぎているもの
- ・自宅で発生した病気やけが（自宅待機中の場合も含みます）
- ・乗船前に受けた健康診断でわかった病気の療養を下船後に受ける場合

 下船後三月の療養補償の取り扱い上「下船」又は「乗船」とは、実際に船舶から陸上に上がること（停泊中の上陸を含みます）又は陸上から船舶に乗り組むことをいい、「雇入れ」又は「雇止め」を意味するものではありません。

雇入契約存続中に発生したものであっても「乗船中」でないものは原則として対象外です。

○ 歯（虫歯・歯周病等）の治療

虫歯や歯周病等は、乗船前から罹患していたものが、たまたま乗船中に顕在化したものと考えられるため、原則として対象外です。

なお、長期間（1年以上）採業・航海している船（遠洋マグロ漁船等）に継続して乗船し、その間に発症したものに限り、下船後3月の療養補償の対象となります。該当する場合は、療養補償証明書の下船年月日の上に直前の乗船年月日を記入してください。



全国健康保険協会 船員保険部

船員保険

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

平成25年度の下船後の療養補償に関する広報実績

- 5月 船舶所有者にリーフレットを配付（約4,000枚）
- 7月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 11月 「船員保険通信」及び関係団体の機関誌に記事を掲載
- 1月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 3月 医療費通知に広報を掲載（約46,000通）

2. 保険給付等の円滑な実施

(1) サービススタンダードの達成

船員保険給付の申請の受付から振込までの標準的な期間については、サービススタンダードを10営業日以内と定め、引き続き、サービスの向上を目指しました。

サービススタンダードの達成率(10営業日以内に振込むことができた割合)は、年度を通して100%を達成、維持することができました。また、平均所要日数は6.62日でした。

被保険者証の発行に要する日数についても、25年度の平均は2.00日(疾病任意継続被保険者分は2.12日)であり、目標指標である3営業日以内を達成しています。

(2) 現金給付等の支給状況

職務外の事由による給付

25年度における職務外の事由による現金給付^(注1)の支給額は、図表5-4のとおりであり、高額療養費(償還払い)1億6,657万円(同3,206件)、柔道整復施術療養費1億5,573万円(同37,348件)、その他の療養費3,682万円(同2,266件)、傷病手当金16億7,808万円(支給件数5,864件)、出産手当金1,212万円(同24件)、出産育児一時金4億7,742万円(同1,145件)となっています。

高額療養費(償還払い)の件数及び金額が、前年度に比べ大幅に増えているのは、船員保険では、ターンアラウンド方式による申請勧奨を行うに当たって、24年度までは受診等から2年経過後に実施していたものを、25年度からは1年経過後に実施するよう見直したことに伴うものです。

職務上の事由による上乘せ給付・独自給付

職務上上乘せ給付・独自給付^(注2)の支給額は、図表5-5のとおりであり、休業手当金1億2,893万円(同954件)、行方不明手当金1,898万円(同28件)、障害年金・遺族年金1,452万円(25年度末の受給権者数10人)、障害手当金・遺族一時金4,340万円(支給件数107件)、となっています。

経過的な職務上の事由による給付

経過的な職務上の事由による給付^(注3)の支給額は、図表5-6のとおりであり、傷病手当金2億2,249万円(同495件)、障害年金・遺族年金41億4,388万円(25年度末の受給権者数2,261人)、障害手当金・遺族一時金7,325万円(支給件数9件)となっています。

注1)「職務外の事由による現金給付」とは、職務外の事由による傷病を支給事由とする高額療養費(償還払い分)や療養費(下船後の療養補償に関するものは除く。)、傷病手当金等です。

注2)「職務上の事由による上乘せ給付」とは、19年の法改正により、22年1月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付(労災保険相当分)が労災保険に統合されたことに伴い、法改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乘せして支給するものであり、休業手当金や障害年金等が該当します。また、「独自給付」とは、労災保険にはない船員保険独自の給付であり、行方不明手当金等が該当します。

注3)「経過的な職務上の事由による給付」とは、21年12月以前における職務上の事由または通勤による傷病を支給事由とする傷病手当金や障害年金等であり、19年の法改正前の船員保険に基づく給付であるため、経過的に協会から支給するものです。

【(図表5-4) 現金給付の推移】

(単位：件、千円、1件当たり金額：円)

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
職務外の事由による給付	高額療養費	件数	11,857 (0.8%)	12,052 (1.6%)	11,726 (2.7%)	12,099 (3.2%)	13,770 (13.8%)
		金額	1,212,346 (1.3%)	1,249,267 (3.0%)	1,263,589 (1.1%)	1,304,672 (3.3%)	1,390,411 (6.6%)
		1件当たり金額	102,247 (0.5%)	103,656 (1.4%)	107,760 (4.0%)	107,833 (0.1%)	100,974 (6.4%)
	現物給付分	件数	9,648 (7.6%)	9,380 (2.8%)	9,349 (0.3%)	10,280 (10.0%)	10,564 (2.8%)
		金額	1,052,274 (6.0%)	1,038,565 (1.3%)	1,076,869 (3.7%)	1,182,406 (9.8%)	1,223,837 (3.5%)
		1件当たり金額	109,067 (1.5%)	110,721 (1.5%)	115,185 (4.0%)	115,020 (0.1%)	115,850 (0.7%)
	現金給付分 (償還払い)	件数	2,209 (26.1%)	2,672 (21.0%)	2,377 (11.0%)	1,819 (23.5%)	3,206 (76.3%)
		金額	160,072 (32.1%)	210,702 (31.6%)	186,720 (11.4%)	122,266 (34.5%)	166,573 (36.2%)
		1件当たり金額	72,464 (8.1%)	78,855 (8.8%)	78,553 (0.4%)	67,216 (14.4%)	51,957 (22.7%)
	療養費	件数	-	35,613 (-)	45,570 (28.0%)	40,858 (10.3%)	39,614 (3.0%)
		金額	-	200,997 (-)	245,163 (22.0%)	206,649 (15.7%)	192,549 (6.8%)
		1件当たり金額	-	5,644 (-)	5,380 (4.7%)	5,058 (6.0%)	4,861 (3.9%)
	柔道整復 施術療養費	件数	-	32,953 (-)	42,730 (29.7%)	38,492 (9.9%)	37,348 (3.0%)
		金額	-	153,311 (-)	198,850 (29.7%)	168,425 (15.3%)	155,733 (7.5%)
		1件当たり金額	-	4,652 (-)	4,654 (0.0%)	4,376 (6.0%)	4,170 (4.7%)
	その他の 療養費	件数	-	2,660 (-)	2,840 (6.8%)	2,366 (16.7%)	2,266 (4.2%)
		金額	-	47,686 (-)	46,313 (2.9%)	38,224 (17.5%)	36,816 (3.7%)
		1件当たり金額	-	17,927 (-)	16,307 (9.0%)	16,155 (0.9%)	16,247 (0.6%)
傷病手当金	件数	7,173 (8.0%)	6,735 (6.1%)	6,308 (6.3%)	5,766 (8.6%)	5,864 (1.7%)	
	金額	1,815,664 (7.9%)	1,883,816 (3.8%)	1,713,409 (9.0%)	1,578,803 (7.9%)	1,678,077 (6.3%)	
	1件当たり金額	253,125 (0.1%)	279,705 (10.5%)	271,625 (2.9%)	273,812 (0.8%)	286,166 (4.5%)	
出産手当金	件数	4 (33.3%)	17 (325.0%)	17 (0.0%)	28 (64.7%)	24 (14.3%)	
	金額	3,909 (25.8%)	10,057 (157.3%)	8,095 (19.5%)	10,022 (23.8%)	12,122 (20.9%)	
出産育児一時金	件数	976 (11.8%)	1,154 (18.2%)	1,163 (0.8%)	1,153 (0.9%)	1,145 (0.7%)	
	金額	371,653 (5.3%)	483,630 (30.1%)	488,010 (0.9%)	483,630 (0.9%)	477,420 (1.3%)	

注1) ()内は前年度増減率です(図表5-5及び図表5-6についても同様)。

注2) 21年度の件数及び金額は、社会保険庁において支給したものと協会では支給したものとの合計です。

【(図表5-5) 現金給付等の推移】

(単位：件、千円、1件当たり金額：円、受給権者：人)

			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
職務上の事由による上乗せ給付・独自給付	休業手当金	件数	-	693 (-)	962 (38.8%)	1,071 (11.3%)	954 (10.9%)
		金額	-	92,002 (-)	138,035 (50.0%)	151,471 (9.7%)	128,935 (14.9%)
		1件当たり金額	-	132,759 (-)	143,488 (8.1%)	141,429 (1.4%)	135,152 (4.4%)
	行方不明手当金	件数	6 (-)	19 (216.7%)	18 (5.3%)	10 (44.4%)	28 (180.0%)
		金額	3,422 (-)	8,019 (134.3%)	12,008 (49.8%)	5,290 (55.9%)	18,983 (258.8%)
	障害年金	受給権者	-	-	1 (-)	1 (0.0%)	3 (200.0%)
		金額	-	-	1,449 (-)	3,469 (139.4%)	10,991 (216.8%)
	遺族年金	受給権者	-	-	3 (-)	6 (100.0%)	7 (16.7%)
		金額	-	-	629 (-)	3,553 (465.3%)	3,530 (0.7%)
	障害手当金	件数	-	4 (-)	11 (175.0%)	26 (136.4%)	100 (284.6%)
		金額	-	638 (-)	4,842 (659.0%)	22,433 (363.3%)	38,766 (72.8%)
	遺族一時金	件数	-	1 (-)	6 (500.0%)	2 (66.7%)	7 (250.0%)
金額		-	1,026 (-)	3,132 (205.3%)	1,890 (39.7%)	4,639 (145.4%)	

【(図表5-6) 現金給付等の推移】

(単位：件、千円、1件当たり金額：円、受給権者：人)

			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
経過的な職務上の事由による給付	傷病手当金	件数	4,799 (6.5%)	2,209 (54.0%)	1,025 (53.6%)	643 (37.3%)	495 (23.0%)
		金額	1,825,932 (3.6%)	888,696 (51.3%)	403,174 (54.6%)	244,589 (39.3%)	222,493 (9.0%)
		1件当たり金額	380,482 (10.8%)	402,307 (5.7%)	393,340 (2.2%)	380,387 (3.3%)	449,481 (18.2%)
	障害年金	受給権者	527 (0.0%)	533 (1.1%)	532 (0.2%)	527 (0.9%)	512 (2.8%)
		金額	956,202 (-)	980,901 (2.6%)	947,878 (3.4%)	949,808 (0.2%)	935,286 (1.5%)
	遺族年金	受給権者	1,762 (2.5%)	1,778 (0.9%)	1,773 (0.3%)	1,749 (1.4%)	1,749 (0.0%)
		金額	3,227,706 (-)	3,275,894 (1.5%)	3,212,915 (1.9%)	3,194,823 (0.6%)	3,208,598 (0.4%)
	障害手当金	件数	59 (9.2%)	64 (8.5%)	17 (73.4%)	11 (35.3%)	6 (45.5%)
		金額	194,990 (9.2%)	199,964 (2.6%)	76,671 (61.7%)	54,840 (28.5%)	29,382 (46.4%)
	遺族一時金	件数	16 (77.8%)	3 (81.3%)	- (100.0%)	3 (-)	3 (0.0%)
		金額	124,164 (25.4%)	22,182 (82.1%)	- (100.0%)	23,443 (-)	43,867 (87.1%)

(3) 高額療養費制度の周知

高額療養費制度については、限度額適用認定証の提示により高額療養費が現物給付されることについて説明したリーフレットを作成の上、加入者の皆様には「ジェネリック医薬品軽減額通知」の送付時に、また、船舶所有者の皆様には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に同封して配付し、現物給付化による支給手続きの簡素化の周知、普及に努めました。

なお、高額療養費を未申請の方には、請求月等の内容を記載した高額療養費支給申請書を送付することにより支給申請の勧奨を行いました。

(4) 特別支給金等の申請勧奨

19年の法改正により、平成22年1月以降においては、職務上の事由による給付が労災保険に統合されたことに伴い、船員保険に職務上の事由による上乘せ給付が設けられましたが、さらに、平成24年4月には、「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」^(注1)が、平成24年12月には「経過的特別支給金」^(注2)が、それぞれ福祉事業における取組みとして設けられ、平成22年1月に遡って適用されることとなりました。

これらの給付を円滑に実施していく上では、厚生労働省より船員に係る労災給付データの提供を受け、未申請者に対し申請勧奨を行うことが必要であり、25年度においては、24年度に引き続き、申請勧奨に努め、その円滑な支給を図りました。

25年度においては、休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金について、1億4,074万円(同592件)を支給するとともに、経過的特別支給金について、6,225万円(同63件)を支給しました。

注1)「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を月額換算した額が船員保険の標準報酬月額より1等級以上低い場合など、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

注2)「経過的特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前1年間において特別給与(賞与等)が支給されていないなど、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

(5) お客様満足度調査の実施

加入者の皆様の意見を適切に把握しサービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の保険証や傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書を送付する際にアンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を実施しました。(25年8月~26年2月 送付数5,509名、回収数789名)

結果については、平成25年度調査から、アンケート方法について、満足度を回答する際の選択肢を、前年度までの「満足」、「やや満足」、「普通」、「やや不満」及び「不満」の5肢から、「普通」を除いて4肢に改める等の見直しを行ったことから、前年度までと単純に比較できないことに留意が必要ですが、「職員の応接態度」では92%、「手続き方法」では86%のお客様から、「満足+やや満足」との回答をいただくなど、全般的に高い評価をいただきました。

なお、アンケートの実施に当たっては、アンケートはがきの送付時に回答協力依頼文書を同封することやホームページに同様の協力依頼を掲載し、アンケート回収率の向上に努めました。

【(図表5-7) お客様満足度調査(全体)】

指 標	23 年度	24 年度	25 年度
事務処理に要した期間に対する満足度	38%	44%	75%
手続き方法に対する満足度	33%	40%	86%
職員の応接態度に対する満足度	59%	55%	92%
サービス全体としての満足度	39%	47%	81%

注) 満足度とは、お客様満足度調査(アンケート)における回答全体のうち、「満足」又は「やや満足」と回答した方の割合です。(回答の選択肢は、23 年度及び 24 年度は「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」の 5 肢、25 年度が「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」の 4 肢)

【(図表5-8) お客様満足度調査(再掲)】

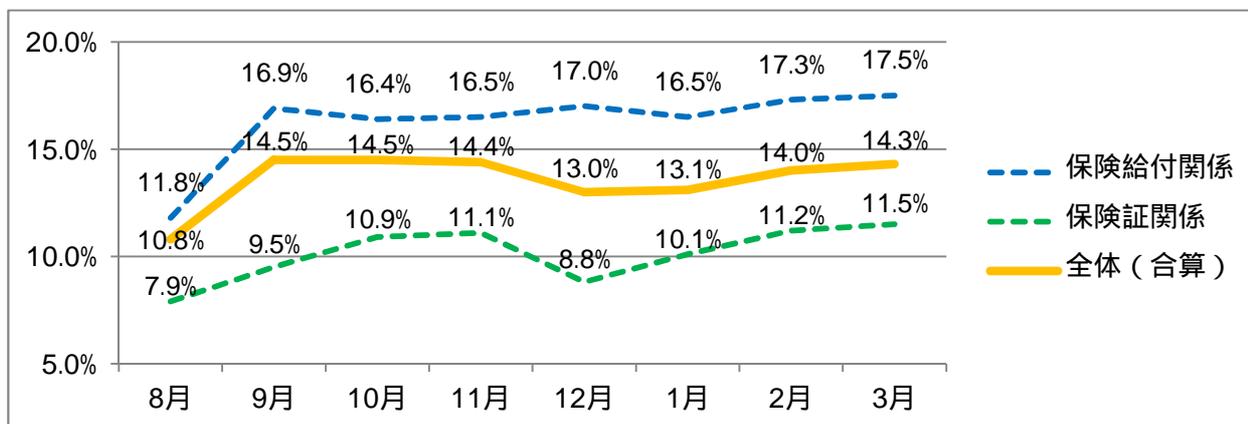
[保険証を送付した疾病任意継続被保険者の方]

指 標	23 年度	24 年度	25 年度
事務処理に要した期間に対する満足度	37%	43%	71%
手続き方法に対する満足度	36%	44%	87%
職員の応接態度に対する満足度	63%	58%	94%
サービス全体としての満足度	36%	47%	77%

[傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知を送付した方]

指 標	23 年度	24 年度	25 年度
事務処理に要した期間に対する満足度	41%	44%	78%
手続き方法に対する満足度	31%	37%	84%
職員の応接態度に対する満足度	56%	53%	90%
サービス全体としての満足度	41%	48%	84%

【(図表5-9) お客様満足度調査(回収率の推移)】



また、25年度においては、アンケートの回答状況等を踏まえつつ、お客様満足度改善に向け、以下の取組みを行いました。

- ◆ 疾病任意継続被保険者の資格取得申出書や記入例の一部見直しを行うなどの改善に取り組み、手続方法に対する満足度の向上に努めました。
- ◆ 外部講師や職員による電話対応の研修会を実施し、職員の応接態度の質の向上に努めました。
- ◆ サービス向上委員会を設置し、お客様からの様々な意見等に対し、多方面からの視点で業務改善策を策定し、お客様に対するサービスの向上に努めました。

平成25年度お客様満足度調査結果の詳細については、参考資料「平成25年度お客様満足度調査結果(船員保険)について」をご覧ください。

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(1) 保健事業の効果的な推進

特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定健診後の特定保健指導については、厚生労働大臣が定めた特定健康診査等基本指針において、29年度までに達成すべき新たな特定健診及び特定保健指導の目標実施率が示されました。

これを踏まえ、船員保険においては、これまでの実施状況や他保険者における取組み等も参考としつつ、新目標を25年度からの5年間で達成するための第二期特定健康診査等実施計画（図表5-10参照）を25年4月に策定し、船員保険部のホームページに公表しました。

【（図表5-10）第二期実施計画における実施率目標】

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健康診査	40.7%	43.9%	50.7%	57.5%	65.0%
被保険者	60.5%	64.5%	72.5%	80.5%	90.0%
生活習慣病 予防健診	37.5%	38.5%	40.5%	42.5%	45.0%
手帳証明	23.0%	26.0%	32.0%	38.0%	45.0%
被扶養者	12.0%	14.0%	19.0%	24.0%	29.0%
特定保健指導	9.8%	12.7%	18.4%	24.1%	30.0%
被保険者	10.0%	13.0%	19.0%	25.0%	32.0%
被扶養者	5.0%	6.0%	7.0%	8.0%	10.0%

注）被保険者に係る特定健康診査の実施率については、船舶所有者等から船員手帳の健康証明書データの提供があった方を、「手帳証明」として含めています。

船員保険においては、小規模の船舶所有者が大半であり、かつ船員の活動場所が広域に点在していることや乗船中においては船員との接触が困難であることなどから、効率的な健診の受診勧奨や特定保健指導の実施が難しいという事情もありますが、25年度においては、引き続き、被保険者を対象とした生活習慣病予防健診について、巡回健診を活用することにより、船の入出港に合わせた時間帯での健診を行うなど、船員労働の特殊性に配慮した健診等の実施に努めるとともに、以下の取組みを新たに行い、特定健診及び特定保健指導の実施率について目標を達成するよう努めました。

健診実施機関及び特定保健指導の外部委託機関の拡大を図ることにより、利用者の利便性を高めるため、地方運輸局指定の船員手帳健康証明の指定医療機関に対して、船員保険生活習慣病予防健診及び特定保健指導委託契約の締結を幅広く働きかけました。

【図表5-11 生活習慣病予防健診等実施機関の拡大状況】

	健診実施機関	総合健診実施機関	特定保健指導実施機関
平成24年度	137	8	37
平成25年度	202	98	79
増減	65	90	42

被扶養者については、生活習慣病予防健診実施機関に合わせて、健保と同様の集合契約により、全国約5万の特定健診実施機関及び全国約1万の特定保健指導実施機関で受診可能です。

これまで、一般健診よりも検査項目が充実した総合健診については、一般財団法人船員保険会(以下「船員保険会」という。)直営の健診実施機関のみで受診可能でしたが、船員保険会以外の契約健診実施機関においても受診可能とし、総合健診を受けやすい環境を整備しました。

特定健診の健診結果として取り扱うことが可能な船員手帳の健康証明書データの収集を強化することとし、被保険者本人から直接収集する取組みを実施しました。

年度途中の未受診者への勧奨を船舶所有者だけでなく、被保険者の自宅へ直接送付する取組みを実施しました。

さらに、被扶養者を対象とした特定健診については、市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報や特定保健指導の利用者負担額の軽減等の取組みを推進するとともに、以下の取組みを新たに行いました。

特定健診の保険者負担の上限額を引き上げることにより、利用者の負担を軽減させました。これにより、全国健康保険協会が全国団体(日本人間ドック学会(日本病院会)、日本総合健診医学会、全日本病院協会、予防医学事業中央会、結核予防会及び全国労働衛生団体連合会)と締結している集合契約Aの実施機関においては、無料で特定健診を受診することができるようになりました。

これまで被保険者のみ受診可能であった生活習慣病予防健診について、被扶養者も受診可能となるよう対象者の範囲を拡大し、健診実施内容を拡充させるなど、利用者のニーズに合った健診を選択できるようにしました。

これまで船舶所有者を通して年度当初に送付していた特定健診等の受診券及び未受診者への受診勧奨文書について、被保険者の自宅(登録住所)への直送を開始しました。これにより、船舶所有者の負担を軽減するとともに、確実に利用者のもとに届くよう利便性の向上を図りました。

生活習慣病予防健診を含む特定健診の実施率及び特定保健指導の実施率については、図表5-12のとおりです。

特に、これまで健診実施率が伸び悩んでいた被扶養者については、上記の取組みの結果、対前年比5.6ポイント増(前年比64%増)と飛躍的に実施率を伸ばすなど、大きな成果を上げることができました。

また、特定健診等の実施率の達成状況を国に報告するに当たっては、生活習慣病予防健診の実施状況に加えて船員手帳の健康証明書データ取得者分も反映させた実績を報告することとなっていますが、その実施率は、図表5-13のとおりであり、速報値ではありますが、24年度末において、25年度の目標実施率を上回っています。

【(図表 5 - 12) 生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実績(速報値)】

		23 年度		24 年度		25 年度		24 年度比較増減	
			実施率		実施率		実施率	受診者数	実施率
生活習慣病予防健診 (被保険者の特定健診) 40～74 歳		(対象者) 40,665 人 (受診者) 13,748 人	33.8%	(対象者) 39,726 人 (受診者) 13,957 人	35.1%	(対象者) 39,071 人 (受診者) 13,937 人	35.7%	20 人	0.6%
生活習慣病予防健診 (被保険者) 35～39 歳		(対象者) 4,707 人 (受診者) 1,886 人	40.1%	(対象者) 4,660 人 (受診者) 1,983 人	42.6%	(対象者) 4,671 人 (受診者) 2,055 人	44.0%	72 人	1.4%
特定健康診査 (被扶養者) 40～74 歳		(対象者) 27,435 人 (受診者) 2,408 人	8.8%	(対象者) 26,433 人 (受診者) 2,331 人	8.8%	(対象者) 25,640 人 (受診者) 3,699 人	14.4%	1,368 人	5.6%
特定保健指導 (被保険者)	初回面談	(対象者) 4,177 人 (受診者) 974 人	23.3%	(対象者) 4,146 人 (受診者) 891 人	21.5%	(対象者) 4,104 人 (受診者) 804 人	19.6%	87 人	1.9%
	6 か月後評価	229 人	5.5%	218 人	5.3%	216 人	5.3%	2 人	-
特定保健指導 (被扶養者)	初回面談	(対象者) 270 人 (受診者) 5 人	1.9%	(対象者) 239 人 (受診者) 4 人	1.7%	(対象者) 406 人 (受診者) 49 人	12.1%	45 人	10.4%
	6 か月後評価	1 人	0.4%	1 人	0.4%	17 人	4.2%	16 人	3.8%

注 1) 健診については、当該年度末時点の年齢要件に該当する加入者(独立行政法人等職員被保険者を除く。)を「(対象者)」とし、当該年度中の受診者を「(受診者)」としています。

注 2) 船舶所有者からの船員手帳の健康証明書データ取得分を含めていません。

【(図表 5 - 13) 船舶所有者からの船員手帳の健康証明書データ取得分を含めた国へ報告する際の実施率(速報値)】

	22 年度(確報値)	23 年度(速報値)	24 年度(速報値)
特定健康診査	34.7%	35.4%	39.2%
被保険者	52.2%	53.1%	59.0%
生活習慣病予防健診受診者	33.8%	34.1%	36.1%
船員手帳の健康証明書データ取得分	19.0%	19.6%	23.6%
被扶養者	8.8%	9.1%	9.3%
特定保健指導	6.3%	6.6%	6.8%

注 1) 上記の国に報告する実施率は、年度途中で加入・脱退した方が含まれていないため、図表 5-12 の実施率とは一致しません。

注 2) 「生活習慣病予防健診受診者」の実施率の母数には疾病任意継続被保険者が含まれており、「船員手帳の健康証明書データ取得分」の実施率の母数には疾病任意継続被保険者が含まれていないため、これらを合算しても被保険者全体の実施率とは一致しません。

注 3) 特定保健指導の実施率は、6 か月後評価まで終了の方の実施率です。

注 4) 25 年度実施率は、船員手帳の健康証明書データを 26 年 8 月末までに船舶所有者等から提出していただいた上で、取りまとめる予定です。

(2) 特定健診及び特定保健指導の推進

25年度の特定健診・特定保健指導の実施率向上を目的に、以下の取組みを推進しました。

適切な広報を通じた、実施率の向上を図るための取組み

ア．広報活動

船員保険部のホームページや健診業務の委託先である船員保険会のホームページを活用した広報を実施するとともに、「船員保険業務のご案内」パンフレットに生活習慣病予防健診等について掲載し、協会支部、年金事務所などの窓口を設置しました。

さらに、船員保険部で使用する封筒の裏面を活用した広報を通年で実施したほか、被扶養者資格の再確認時における健診に関するチラシの同封や関係団体等のご協力の下、各団体の機関誌や、「船員ほけん」、「船員しんぶん」等を活用した広報に取り組むなど、多角的に広報を実施しました。

イ．パンフレット等の送付による健診案内

健診の案内については、生活習慣病予防健診対象者 41,976 人に対して、年度初めに被保険者用の受診券及び生活習慣病予防健診パンフレット等を船舶所有者 5,823 件へ送付し、船舶所有者を通じて配付をお願いしました。

また、特定健診対象被扶養者 24,880 人に対しても、年度初めに受診券及び被扶養者用の特定健診パンフレット等を被保険者の登録住所へ送付しました。

また、疾病任意継続被保険者 3,492 人、被扶養者 2,395 人に対しては、被保険者の自宅（3,591 世帯）あてに受診券及びパンフレット等を送付しました。

ウ．健診未受診者への勧奨

生活習慣病予防健診（被保険者）及び特定健診（被扶養者）をまだ年度内に受診されていない方を対象とした広報として、10月末に船舶所有者、対象被保険者及び被扶養者の自宅（被保険者の登録住所）に対して文書を送付しました。（未受診勧奨船舶所有者 4,027、被保険者 26,954 人、被扶養者 19,823 人）

特定健診の利用者負担額の軽減

被扶養者に対する特定健康診査にかかる保険者負担の上限額を引き上げることにより、利用者の負担額を軽減（集合契約 A 機関の場合は無料）しました。

生活習慣病予防健診の拡充及び対象者の拡大

24年度までは、総合健診については、船員保険会直営の健診実施機関のみで受診可能でしたが、船員保険会以外の契約健診実施機関においても受診可能としました。

また、24年度までは、被保険者のみ受診可能であった生活習慣病予防健診について、被扶養者も受診可能となるよう対象者の範囲を拡大し、健診実施内容を拡充させるなど、利用者のニーズに合った健診を選択できるように見直しました。

市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報の実施

年度初めに被扶養者の特定健診受診券等を配付する際に、市町村が実施するがん検診についても、特定健診と同時に受診できる場合がある旨の広報を行いました。

船員手帳の健康証明書データの取得

被保険者の方は、船員法により、1年に1度必ず船員手帳の健康証明を受けることになっているため、生活習慣病予防健診を受診されなかった方についても、船員手帳の健康証明データを提供いただくことにより、受診状況をよりの確に把握することが可能となります。

前述のとおり、船員手帳健康証明書の健診結果の取得については、平成25年度末で実施率23.0%という目標に対し、速報値ではありますが、24年度末で23.6%に達するなど、着実に成果が上がってきています。

船員保険部では、更に取得率を高めるための取組みとして、6月には、約3,600の船舶所有者に対し、前年度に生活習慣病予防健診が未受診である方の船員手帳の健康証明データの提出をお願いしました。

また、10月末には、健診未受診者に対する受診勧奨文書を自宅へ直接送付する際、船員手帳の健康証明データの提出をお願いしたほか、船舶関係団体等にも本件に係る広報にご協力をいただきました。

平成26年度 船員保険 健診のご案内

船員保険では、加入者の皆様に健康な生活を送っていただくため、毎年、健診を実施しています。また、健康診断の結果、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に該当する方や予備群の方には、生活習慣を改善するためのサポート（特定保健指導）も併せて実施しています。ご自身の健康状態を確認いただくためにも、できるだけ多くの加入者の皆様に、年に一度は、健診を受診されることをお勧めしています。船員保険が年度中に1回に限り、健診を受けるための費用の一部を負担いたしますので、加入者の皆様に健康を見直す機会としてご利用いただけるよう、船舶所有者の皆様のご協力をお願いします。

加入者ご本人（被保険者）の健診について

消費税率の引き上げに伴い、平成26年4月以降の健診の自己負担額が変わります。

平成26年度の健診の対象者

- (1) 被保険者のうち、35歳～74歳（75歳の誕生日前日まで）の方。
 - (2) 平成26年2月から平成27年3月までの間において、被保険者資格を喪失された方のうち35歳～74歳（75歳の誕生日前日まで）の方。（市区町村の国民健康保険加入者に限る。）
- ※対象者については、年度当初に船舶所有者様宛「受診券」をお届けします。

健診実施機関

受診券と一緒にお送りする「生活習慣病予防健診実施機関一覧表」に記載されている医療機関で受診いただけます。それ以外の医療機関で受診されても費用の補助は受けられませんのでご注意ください。

健診の種類と自己負担額

健診の種類	健診の自己負担額	実際の健診総額 (下段:協会補助額)	内容
一般健診	6,609円	21,319円 (14,710円)	検査項目には、船員手帳健診の内容を含んでいます。
(巡回健診車で受診する場合)	4,740円	22,571円 (17,831円)	漁協または会社等の単位での受診となり、上記の一般健診の内容の検査を健診車で受診します。
総合健診	11,557円	37,281円 (25,724円)	一般健診より詳細な内容の健診で、一部の健診実施機関で受診することができます。

※年度中に1回に限り、健診費用の一部を船員保険で負担いたします。
※上記の「健診の自己負担額」は、受診者負担の上限の金額です。実際の金額は健診実施機関で異なる場合がありますので、健診実施機関にご確認ください。また、追加項目を受診された場合は、追加料金がかかります。

 全国健康保険協会 船員保険部
船員保険
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
画面もご覧ください（ご家族の健診のご案内を掲載しています）

(H26.3)

ご家族（被扶養者）の健診について

ご家族の健診のポイント

1. 健診の受診券を直接ご自宅（被保険者様の登録のご住所）へお届けしています。
2. 平成 26 年度の消費税率引き上げに伴い、協会が補助する額も引き上げるため、全国約 2 千機関の特定健康診査実施機関において引き続き特定健康診査を無料で受診いただけます。
3. ご家族の方も健診項目が充実した生活習慣病予防健診をご利用いただけます。

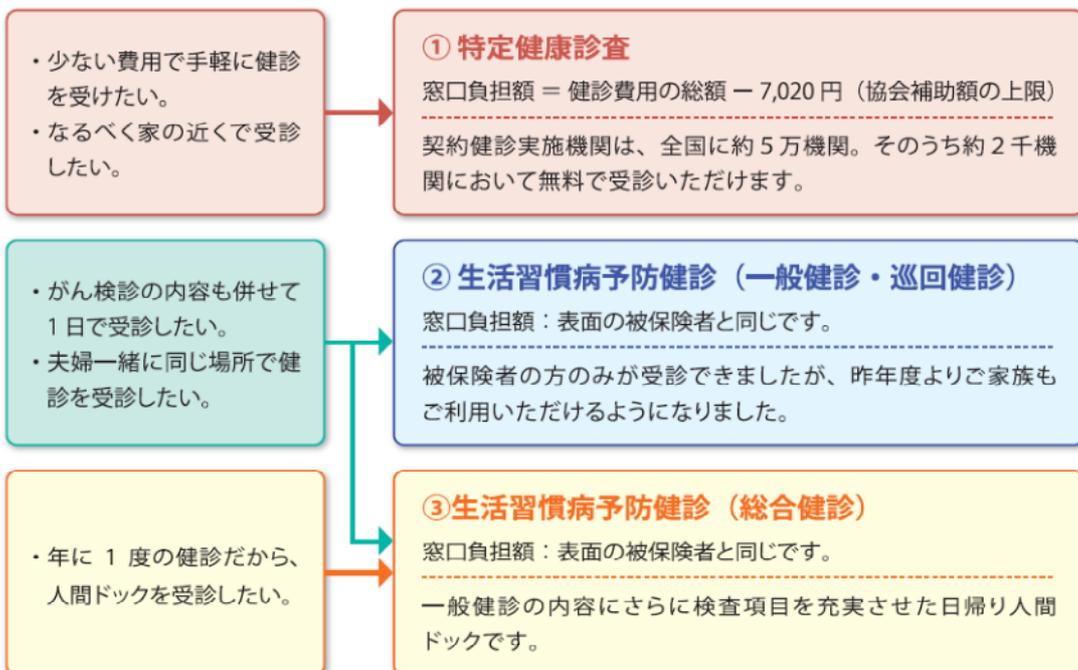
平成 26 年度の健診の対象となる方

船員保険被扶養者のうち、40 歳～74 歳（75 歳の誕生日の前日まで）の方。

なお、船員保険の被扶養者でなくなった日以降は、受診いただけません。

※対象となる方については、年度当初に直接ご自宅（被保険者様ご住所）宛に「受診券」をお届けします。

異なる 3 つのタイプの健診からお選びいただけます



※それぞれの検査項目、受診方法等については、受診券と同時にお送りするご案内をご覧ください。

年度中に 1 回に限り、上記①～③の健診のうちいずれか 1 つについて、健診費用の一部を船員保険が負担いたします。

お問い合わせ先 ▶

船員保険の健診事業は、一般財団法人船員保険会に業務委託し、実施しています。

一般財団法人 船員保険会 TEL 03-3407-6063

東京都渋谷区渋谷 1 丁目 5-6 E-mail : iryou@sempos.or.jp

施設事業部
まで

(3) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み

加入者一人ひとりの健康増進を図ることを目的として、23年度から「船員保険生涯健康生活支援事業」を実施しております。25年度は次の事業を実施しました。

オーダーメイドの「情報提供冊子」の送付

生活習慣病予防健診を受診しても自らの健診結果を見ていない、又は覚えていないという受診者が多い現状を踏まえ、意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、一人ひとりの健康状況に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」を作成し、25年4月から10月までに生活習慣病予防健診又は特定健康診査を受診された方に配付しました。

【配付状況】25年10月～26年1月 約2,800部を個別に直送

25年度においては、特定保健指導を受けていただく必要性が高い方や糖尿病の疑いがある、重症化予防に積極的に取り組んでいただきたい方等、配付対象者を以下のアからウの方に重点化した上で、一人ひとりの健診結果等に応じた健康情報の提供を実施しました。

ア 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導をご利用いただきたい方

イ 糖尿病の疑いがあり、早期に医療機関を受診していただきたい方

ウ 船員保険に加入後、初めて生活習慣病予防健診又は特定健康診査を受診される方

(35歳又は40歳の方)

「出前健康講座」の実施

船員の方が研修や会合等で集まれる機会をとらえて少し時間を割いていただき、保健師等を講師として派遣し、健康づくりに関する内容をテーマとした講習を受けていただく、いわゆる出前健康講座の取組みを積極的に実施しました。

講習のテーマは、メタボ対策から船上での腰痛予防まで様々ですが、船舶所有者や参加される被保険者等のご希望を踏まえて、健康づくりに積極的に取り組んでいただくきっかけとなるようなお話をさせていただくもので、25年度は全国9ヶ所で11回開催(参加者数：451名)しました。

派遣実施状況

	場所	実施月	講座名	参加人数
1	室蘭市	9月	元気で船に乗るためにできること	32名
2	千代田区	9,11,12月	正しく知って、正しく防ごう生活習慣病	60名
3	佐世保市	11月	睡眠と生活習慣病	44名
4	長門市	1月	メタボリックシンドロームの予防と対策 ～未然に防ごう心疾患と脳血管疾患～	32名
5	呉市	2月	メタボ撃退！今できることは？ ～あなたの「これから」を健康が支えます～	40名
6	尾道市	2月	元気で船に乗るためにできること - 自分の適正体重を知って生活習慣病予防を -	41名
7	鹿児島市	2月	メタボ撃退！今できることは？ ～あなたの「これから」を健康が支えます～	72名
8	新潟市	3月	10年後の健康を考えて - メタボリックシンドローム -	70名
9	長崎市	3月	健康管理に活かせる生活習慣病の話	60名

(4) 福祉事業の着実な実施

25年度においても、引き続き、船員労働の特殊性を踏まえ、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等の福祉事業を、専門的技術、知見等を有する関係団体の協力の下に実施しました。

無線医療助言事業及び保養事業等については、一般財団法人船員保険会に、また、洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会にそれぞれ業務委託し、事業の円滑かつ効率的な実施に努め、加入者の生命の安全確保及び福利厚生の上を図りました。

特に、無線医療助言事業については、事業の担い手である船員保険病院の運営主体が26年度以降、一般財団法人船員保険会から地域医療機能推進機構に変更されることを踏まえ、事業の円滑かつ着実な移行・継続が図られるよう、無線医療支援システム等について必要な改修を行うとともに、運営主体の変更等について、加入者や船舶所有者に対する周知・広報の徹底を図りました。

また、保養事業については、24年9月に国において示された方向性等を踏まえ、「新たな福祉事業」の実施について、被保険者及び船舶所有者の代表等に検討いただいた結果、より多くの加入者が利用できるよう、26年4月から「旅行代理店を活用した保養事業（宿泊費補助）」を実施することとしました。

25年度においては、事業の実施に向けて、協力いただく旅行代理店を公募により選定するとともに、加入者や船舶所有者に対する広報に努めました。

また、これまでの保養事業についても、その着実な実施を図るとともに、契約保養施設利用補助事業について、24年9月末をもって船員保険福祉センターが廃止された3地域において、新たな代替施設を確保することとする等の見直しを行い、26年4月からその実施を図ることとしました。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 組織や人事制度の適切な運営

実績や能力本位の人事の推進

個々の職員の役割や目標を明確化するため、全職員が半期ごとに目標達成シートを作成し、目標管理で設定した目標に対する達成度を含め、その期間の取組内容や成果を人事評価に反映する目標管理方式による人事評価を行い、6月及び12月の賞与、7月の定期昇給及び10月の全国規模の人事異動に反映する等しました。

協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着

年度の節目となる4月、10月及び1月に理事長から全職員に対してメッセージを発信し、協会のミッションや目標についての徹底を図りました。

部長、グループ長、リーダー、スタッフの各階層を対象として、協会のミッションや目標、業務・システム刷新の目的、職員へ期待すること等、各階層に求められる役割について研修を行い、協会の理念のもと新たな組織風土・文化の更なる定着に取り組みました。

また、新たな組織風土の定着と職員の意識改革をさらに促す協会独自の人事制度の構築を目指し、人事制度の見直しについて、「人事制度検討委員会」等において基本的方向性を検討しました。検討に当たっては、「実績や能力本位の人事」の徹底を図ることに加え、「人材育成と職員のモチベーションの維持・向上」といった新たな視点を加えて検討を進めました。

コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、職員に行動規範小冊子を配付し、常時携帯を基本とする等、コンプライアンス基本方針、行動規範等に対する意識の醸成を図っています。

25年度は、本部コンプライアンス委員会を9月、10月、12月及び2月に開催し、通報事案について措置の決定を行うとともに、コンプライアンスの重要性を再認識することをテーマとして取り上げたコンプライアンス通信第5号を発行しました。

また、ハラスメント対策については、管理職層を対象としたハラスメント防止研修（集合研修）を実施する等、その防止に積極的に取り組みました。

個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を徹底するため、個人情報の管理状況の点検を適宜実施しました。

リスク管理

26年3月28日に、第5回リスク管理委員会を開催し、25年度において協会内で生じた危機対応等の事例や、協会内で取り組んできたリスク管理対応について報告しました。

また、今後対応すべき課題として、災害発生時の体制整備に係る今後の対応方針、特に協会本部における初動対応のための手順、方針整備の必要性等について議論を行いました。

また、大規模災害発生時における初動対応の一環として、3日分の飲料水、食料、防寒ブランケット及び簡易トイレ袋を備蓄することとし、年度内に備蓄を完了しました。

(2) 人材育成の推進

各階層に求められる役割についての理解と必要な能力の修得を目的とした階層別研修や各業務に必要な知識の習得、スキルのアップを目的とした業務別研修等を実施し、人材の育成・開発を推進しました。

階層別研修については、全国健康保険協会全体で、部長研修、グループ長研修、リーダー研修、スタッフ研修、既卒者採用時研修、新卒採用者研修等を、9講座で計19回開催しました。

業務別研修については、業務基礎研修、統計分析研修、CS向上研修、レセプト点検員研修等を、9講座で計29回開催し、各業務の特性に応じた内容及び形態で研修を行いました。とりわけ、25年度は、求償事務担当者研修や事務処理誤り発生防止研修など業務を的確かつ円滑に遂行する上で必要性が高い研修を新たに実施しました。

また、職員の能力開発の機会を増やすため、自己啓発のための通信教育講座の斡旋を行い、25年度は受講経費の一部を協会が負担する受講推奨講座の拡大を図りました。

(3) 業務改革の推進

平成25年1月より、船員保険の業務方法等に対するお客様等からの声を収集、分析することとしたほか、多角的な視点から業務改善策等を検討し、業務の効率化とお客様サービスの向上を推進するため、平成25年7月、船員保険部内にサービス向上委員会を設置し、以後、四半期ごとに開催しました。

また、システム関係では、27年5月までで更新期を迎える「船員保険システム」について、機器類の円滑な更新に向けた検討を進める一方、レセプト点検の実施に当たって、自動的に対象レセプトを抽出するシステムを26年度から導入するための開発に着手する等の取組みを進めました。

(4) 経費の節減等の推進

事務経費削減のために策定した全国健康保険協会事務経費削減計画は24年度で終了しましたが、25年度においても引き続き予算の削減に努めました。

コピー用紙、トナー、各種封筒等については、全国健康保険協会全体で一括入札を行い、経費削減と在庫管理の適正化を図りました。

また、船員保険部で使用する消耗品については、Webを使った発注システムにより、調達手続きを簡素化するとともに、スケールメリットによるコストの削減及び随時発注による在庫量の削減を図りました。

調達に当たっては、契約の透明性を高めるとともに調達コストの削減を図るため、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、企画競争による随意契約から総合評価落札方式による一般競争入札への移行を進めるとともに、やむを得ず随意契約が必要なものについては、理事長を委員長とする調達審査委員会において、個別に調達内容、調達方法、調達費用等の妥当性について審査を行うこととし、これら調達実績については、ホームページ上で公表しています。

第6章 東日本大震災における影響と対応について

25年度は、24年度に引き続き、東日本大震災により被災した加入者の皆様に対して国の方針及び財政支援措置に基づいて「原発事故に伴う警戒区域等の被災者」について一部負担金等の免除等の措置を延長するなど、主に以下のような対応を行ってまいりました。

警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）

(1) 医療機関における一部負担金の免除

一部負担金等の免除を受けることができる期間は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（特別法）において、国からの財政措置がある24年2月末日までとしていましたが、「原発事故に伴う警戒区域等の被災者」については、24年度政府予算において、24年3月以降も引き続き財政措置がされたことから、25年2月末日まで当該免除期間を延長しました。また、政府予算で財政支援措置がされない「その他の被災者（住居の全半壊等）」についても、健康保険法等の規定に基づく保険者判断により協会として24年9月末日まで免除を継続することとしました。

なお、24年10月1日以降25年2月末日までの間は、「原発事故に伴う警戒区域等の被災者」に限り一部負担金等の免除を実施しました。「原発事故に伴う警戒区域等の被災者」に対する一部負担金等の免除の措置は、国の財政支援措置がとられているため、25年3月以降も27年2月末日まで継続して実施することとしております。

(参考) 協会における一部負担金等の免除証明書の発行状況（累計）

〔船員保険〕

	発行枚数
26年3月31日現在	8,993

(2) 特定健診及び特定保健指導に係る自己負担の還付

震災後、被災された加入者の方が、生活習慣病予防健診、特定健診及び特定保健指導を利用された場合には、一定の要件を満たせば、申請により保険者から自己負担分が還付されます。

25年度においては、「原発事故に伴う警戒区域等の被災者」の方について、自己負担の還付を行う取扱いが26年3月末日まで延長されましたが、25年度中の申請はありませんでした。

なお、24年度において生活習慣病予防健診等を利用された方のうち、25年度において、自己負担の還付を申請された方は、生活習慣病予防健診が109件、特定健診が17件でした。

第7章 平成25年度の総括と今後の運営

1. 平成25年度の総括

25年度においては、各種現金給付の支払いや被保険者証の交付などの基本的な業務については、加入者の視点に立ち、迅速かつ正確なサービスの提供に努めた結果、サービススタンダードの達成率は、年間を通じて100%を維持することができ、傷病手当金や高額療養費等の支給決定通知書の送付時等に実施したお客様に対する満足度調査においても、高い評価をいただくことができました。

また、保険者機能の強化、発揮という観点からは、加入者や船舶所有者の皆様には船員保険を身近に感じていただくため、情報提供・広報を積極的に実施するとともに、良質で効率的な医療の実現に向け、医療費の適正化などの保険者としての取組みの充実を図ることができました。具体的には、「ジェネリック医薬品の使用促進」や「レセプト点検の効率的な実施」、「柔道整復施術療養費の適正化」に積極的に取り組むとともに、「下船後の療養補償の利用に当たっての制度周知」や「被扶養者資格の再確認」などに取り組みました。

保健事業においては、特定健診や特定保健指導について、健診実施機関等の大幅な拡充や受診手続きの簡素化、特定健診の利用者負担額の軽減等の各種対策を講じ、その効果的な推進を図りました。

とりわけ、これまで被保険者のみが受診することができた生活習慣病予防健診について、被扶養者も受診することができるよう、健診事業の実施内容を見直し、拡充させた結果、被扶養者の受診率は大幅に向上しました。

さらに、一人ひとりの健診結果に応じた、オーダーメイドの「情報提供冊子」の配付等を通じて、加入者の皆様の健康づくりに関する意識の向上等を図りました。

また、福祉事業に関しては、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等について、引き続き、関係団体等との協力の下、円滑な事業運営等に努めました。

特に、無線医療助言事業については、当該事業の中核をなす船員保険病院の運営主体が26年度から変更されることを踏まえ、事業の円滑かつ着実な移行・継続が図られるよう、無線医療支援システム等の必要な改修を行いました。

さらに、保養事業に関しては、24年9月に国において示された方向性等を踏まえ、「新たな福祉事業」の実施について被保険者及び船舶所有者の代表等に検討いただき、26年4月から「旅行代理店を活用した宿泊費用の助成」を実施することとしたところであり、これまでの保養事業とともに、その着実な実施を図っています。

25年度を振り返れば、全体としては、船員保険事業の運営が全国健康保険協会に移ってから4年余が過ぎ、事業の実施状況も全般的に落ち着いてきました。

しかしながら、被保険者の保険料負担を軽減するため準備金から繰入れを行っている状況にあり、緩やかになったとはいえ、被保険者数の減少傾向や1人当たり医療費の増加傾向は継続していること、今後、高齢者医療への拠出金等の負担も増加するおそれがあること等を考えれば、今後とも、加入者や医療費等に関する各種指標の動向等を見極めながら、一層安定的かつ効率的な事業運営に努めていく必要があります。

2. 今後の運営

26年度の事業運営に当たっては、加入者や船舶所有者の皆様のご意見等を反映した、自主自律の、かつ公正で効率的な運営が実現されるよう、保険者としての情報発信及び情報収集能力を高めていくとともに、良質で効率的な医療の実現に向けて、ジェネリック医薬品の利用促進やレセプト点検の効果的実施等について、一層の取組みを推進してまいります。

また、サービススタンダードの遵守等によるお客様サービスの維持・向上はもとより、これまで必ずしも十分な成果を挙げることができなかった特定健診及び特定保健指導の実施率の目標達成等に向けて、加入者の皆様の健康づくりに重点的に取り組んでまいります。

さらに、医療費や健診データ等を分析、活用することを通じて、加入者の皆様の疾病予防や健康増進を図っていくことの重要性が高まる中、船員保険においても、いわゆる「データヘルス計画」の策定等に取り組む、加入者の皆様の健康づくりを支援してまいります。

支援に当たっては、加入者の皆様への働きかけにとどまらず、船舶所有者様との協働による加入者の皆様の健康づくりの推進等にも取り組んでまいりたいと考えます。

26年度は、全国健康保険協会が船員保険事業の運営を担うようになってから5年目に当たり、一つの区切りの年を迎えますが、上に述べたような取組みを積極的に進めることにより、保険者としての存在感を増していくことができると考えております。

今後とも、船員労働の特性を十分考慮した事業実施を図るとともに、各種指標の動向、中長期的な財政見通し等を踏まえながら、安定的な事業運営に努めてまいりますので、引き続き、ご支援ご協力をお願いいたします。

協会の運営に関する各種指標（船員保険関係数値）

【目標指標】

		目標	実績	
サービススタンダード の遵守	船員保険職務外給付の受付から振込 までの日数の目標（10 営業日）の達 成率	100%	100% （ 99.92%）	
	船員保険職務外給付の受付から振込 までの日数	10 営業日以内	6.62 日 （ 6.04 日）	
保険証の交付	資格情報の取得（年金事務所からの 回送）から保険証送付までの平均日 数	3 営業日以内	2.00 日 （ 2.00 日）	
疾病任意継続被保険者 の保険証の交付	資格取得申請の受付または勤務して いた船舶所有者における資格喪失情 報の取得（年金事務所からの回付） のいずれか遅い方から保険証送付ま での平均日数	3 営業日以内	2.12 日 （ 2.32 日）	
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者	37.5%	35.7% （ 35.1%）
		被扶養者	12.0%	14.4% （ 8.8%）
船舶所有者健診の実施	船員手帳健診のデータ取込率	23.0%	1 （ 23.6%）	
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者	10.0%	5.3% （ 5.3%）
		被扶養者	5.0%	4.2% （ 0.4%）
レセプト点検効果額	被保険者 1 人当たり内容点検効果額	24 年度を上回る	1,994 円 （ 1,732 円）	

- 1 25 年度の船員手帳健診データについては、現在、実績データ取込中である。
- 2 （ ）内は、24 年度の数値である。

【検証指標】

			実績	
事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数		37件 (41件)	
	疾病任意継続関係		2件 (0件)	
	船員保険給付種別	療養費	7件 (7件)	
		高額療養費	3件 (4件)	
		傷病手当金	4件 (5件)	
		休業手当金	0件 (5件)	
		出産手当金	0件 (1件)	
		出産育児一時金	2件 (1件)	
		葬祭料	0件 (0件)	
		年金	0件 (2件)	
		その他	0件 (2件)	
		健診関係		3件 (0件)
	保険証関係		8件 (8件)	
	その他		8件 (6件)	
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容	苦情	34件 (7件)	
		ご意見ご提案	16件 (5件)	
		お礼・お褒めの言葉	16件 (1件)	
お客様満足度	調査内容と満足度	申請に対する満足度	75% (44%)	
		手続き方法に対する満足度	86% (40%)	
		職員の応接態度に対する満足度	92% (55%)	
		サービス全体としての満足度	81% (47%)	
レセプト点検	被保険者1人当たり資格点検効果額		4,246円 (1,073円)	
	被保険者1人当たり外傷点検効果額		760円 (588円)	
業務の効率化・経費の削減	船員保険給付担当職員1人当たりの給付業務処理件数		1,538件 (1,545件)	
	契約件数及び割合(100万円を超える契約)		28件 [100.0%]	
		一般競争入札による契約		7件 [25.0%]
		企画競争による契約		0件 [0.0%]
		随意契約		21件 [75.0%]
	随意契約の内訳(100万円を超える契約)		21件 [100.0%]	
	事務所賃貸(工事、清掃等)関係		1件 [4.8%]	
	システム(改修、保守、賃貸)関係		14件 [66.6%]	
その他		6件 [28.6%]		

業務の効率化・経費の削減	コピー用紙等の消耗品の 使用状況	コピー用紙	440 箱	(466 箱)
		プリンタートナー(黒)	35 個	(46 個)
		プリンタートナー(カラー)	38 個	(52 個)

- 1 船員保険給付担当職員 1 人当たりの給付業務処理件数については、長期給付（障害年金等）の処理に係るものを除く。
- 2 ()内は、24 年度の数値である。
- 3 []内は、数値の構成比である。

平成 25 年度の財務諸表等

平成 2 5 年度
決 算 報 告 書

第 6 期

自 平成 2 5 年 4 月 1 日

至 平成 2 6 年 3 月 3 1 日

全国健康保険協会

船員保險勘定

決算報告書

(船員保険勘定)

(単位:百万円)

収		入		
科 目	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
保険料等交付金	35,070	34,755	315	前年度未交付額の減等
疾病任意継続被保険者保険料	1,317	1,374	57	被保険者数及び標準報酬月額を増
国庫補助金	2,801	2,799	2	特定健康診査保健指導補助金の減等 注1
国庫負担金	200	200	-	
職務上年金給付費等交付金	6,306	6,283	23	職務上年金給付費等の支給決定に係る事務費の減
貸付返済金収入	1	1	0	
運用収入	94	95	1	
雑収入	123	101	22	返納金収入の減等
累積収支からの戻入	1,491	1,518	27	
計	47,403	47,126	277	
支		出		
科 目	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
保険給付費	26,539	26,212	327	療養の給付の減等 注1
拠出金等	12,324	12,329	5	
前期高齢者納付金	4,503	4,527	24	
後期高齢者支援金	6,453	6,468	15	
老人保健拠出金	0	0	0	
退職者給付拠出金	1,368	1,334	34	
介護納付金	3,349	3,349	0	
業務経費	2,950	2,533	417	
保険給付等業務経費	155	130	24	
レセプト業務経費	25	21	4	
保健事業経費	514	422	92	健診実施率が予算の見込みを下回ったことによる減等 注1
福祉事業経費	2,224	1,946	278	特別支給金の減等 注2
その他業務経費	32	14	19	
一般管理費	869	720	149	
人件費	392	345	48	注3
福利厚生費	1	1	1	
一般事務経費	475	375	100	システム保守費用の減等
貸付金	1	1	0	
雑支出	1,027	1,083	56	職務上年金給付費等交付金返還金の増等 注1
予備費	290	-	290	
累積収支への繰入	55	-	55	
計	47,403	46,226	1,177	
収支差	0	899	899	

(注1) 東日本大震災関係の特例等は以下のとおり。

国庫補助金には、平成25年度災害臨時特例補助金(11百万円)、平成25年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金(0.5百万円)を含めて計上している。

保険給付費には、一部負担金等免除に伴う費用(7百万円)を含めて計上している。

保健事業経費には、健診及び保健指導の自己負担金の免除に係る費用(1百万円)を含めて計上している。

雑支出には、平成24年度災害臨時特例補助金返還金(9百万円)、平成24年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金返還金(2.5百万円)を含めて計上している。

(注2) 福祉事業経費には、特別支給金(予算額:1,884百万円、決算額:1,699百万円)など、職務上の事由による保険給付を受給している者に対し付加的に支給する現金給付の費用が含まれている。

(注3) 常勤職員に係る人件費は、決算報告書では一般管理費の人件費として計上しているが、損益計算書では各業務に従事する者に係る人件費は各業務経費に計上している。

(注4) 収支差899百万円は、累積収支に繰り入れる。

(注5) 計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

平成 2 5 年度
財 務 諸 表

第 6 期

自 平成 2 5 年 4 月 1 日

至 平成 2 6 年 3 月 3 1 日

全国健康保険協会

船員保險勘定

貸借対照表

平成26年3月31日現在
(単位:円)

科 目	金 額	
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,323,322,942	
未収入金	2,887,589,713	
未収収益	17,853,653	
貸倒引当金	306,705,449	
流動資産合計		11,922,060,859
固定資産		
1 有形固定資産		
建物	13,072,836	
工具備品	11,334,577	
有形固定資産合計	24,407,413	
2 無形固定資産		
ソフトウェア	135,360,073	
ソフトウェア仮勘定	9,702,420	
無形固定資産合計	145,062,493	
3 投資その他の資産		
金銭の信託	30,249,319,633	
投資その他の資産合計	30,249,319,633	
固定資産合計		30,418,789,539
資産合計		42,340,850,398

(単位:円)

科 目	金 額	
負債の部		
流動負債		
未払金	3,469,833,470	
未払費用	8,987,470	
預り補助金	10,047,189	
前受収益	129,275,982	
資産除去債務	294,000	
賞与引当金	22,564,220	
役員賞与引当金	1,348,996	
流動負債合計		3,642,351,327
固定負債		
退職給付引当金	364,942,975	
役員退職手当引当金	401,479	
固定負債合計		365,344,454
負債合計		4,007,695,781
純資産の部		
資本金		
政府出資金	465,124,590	
資本金合計		465,124,590
船員保険法第124条の準備金		
準備金	38,565,982,557	
準備金合計		38,565,982,557
繰越欠損金		
当期末処理損失	697,952,530	
(うち当期純損失)	(697,952,530)	
繰越欠損金合計		697,952,530
純資産合計		38,333,154,617
負債・純資産合計		42,340,850,398

損益計算書

自 平成25年 4月 1日

至 平成26年 3月 31日

(単位:円)

科 目	金 額		
経常費用			
事業費用			
保険給付費			26,217,702,970
拠出金等			
前期高齢者納付金	4,526,789,812		
後期高齢者支援金	6,468,146,477		
退職者給付拠出金	1,333,695,580		12,328,631,869
介護納付金			3,348,845,634
業務経費			
保険給付等業務経費			
人件費	258,424,096		
福利厚生費	353,021		
委託費	15,344,260		
郵送費	33,859,607		
減価償却費	126,637,100		
その他	46,894,680	481,512,764	
レセプト業務経費			
人件費	22,122,434		
福利厚生費	47,540		
委託費	6,532,455		
郵送費	1,106,865		
その他	457,755	30,267,049	
保健事業経費			
健診費用	278,161,665		
委託費	139,366,384		
郵送費	1,891,152		
その他	407,682	419,826,883	
福祉事業経費			
福祉事業給付金	1,746,855,887		
委託費	199,098,440		
郵送費	11,902		
その他	73,710	1,946,039,939	
その他業務経費		13,707,123	2,891,353,758
一般管理費			
人件費		115,744,217	
福利厚生費		108,148	
一般事務経費			
委託費	179,403,649		
地代家賃	94,813,273		
その他	70,919,131	345,136,053	
減価償却費		2,142,138	
貸倒引当金繰入額		29,224,411	
その他		765,445	493,120,412
事業費用合計			45,279,654,643

(単位:円)

科 目	金 額		
事業外費用			
財務費用			
支払利息	4,272	4,272	
事業外費用合計			4,272
経常費用合計			45,279,658,915
経常収益			
事業収益			
保険料等交付金収益		34,755,000,000	
疾病任意継続被保険者保険料収益		1,345,325,917	
職務上年金給付費等交付金		5,272,313,754	
国庫補助金収益		2,805,924,811	
国庫負担金収益		199,587,000	
診療報酬返還金収入		29,605	
返納金収入		77,908,480	
損害賠償金収入		37,783,362	
拋出金等返還金収入		1,916,700	
その他		1,500	
事業収益合計			44,495,791,129
事業外収益			
財務収益			
受取利息	2,069,477		
金銭の信託運用益	83,734,828	85,804,305	
雑益		111,651	
事業外収益合計			85,915,956
経常収益合計			44,581,707,085
経常損失			697,951,830
税引前当期純損失			697,951,830
法人税、住民税及び事業税			700
当期純損失			697,952,530

【船員保険勘定】

キャッシュ・フロー計算書

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険給付費支出	26,252,507,469
拠出金等支出	12,193,980,191
介護納付金支出	3,345,774,634
国庫補助金返還金支出	1,029,544,336
被保険者貸付金支出	1,095,000
人件費支出	394,962,398
その他の業務支出	2,837,047,374
保険料等交付金収入	34,210,638,000
疾病任意継続被保険者保険料収入	1,375,927,591
国庫補助金収入	9,082,034,000
国庫負担金収入	199,587,000
拠出金等返還金収入	2,156,022
被保険者貸付返済収入	1,095,000
その他の業務収入	111,584,086
小計	1,071,889,703
利息の支払額	5,692
利息の受取額	2,069,477
法人税等の支払額	700
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,069,826,618
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	41,321,700
投資活動によるキャッシュ・フロー	41,321,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	741,068
財務活動によるキャッシュ・フロー	741,068
資金の減少額	1,111,889,386
資金期首残高	10,435,212,328
資金期末残高	9,323,322,942

【船員保険勘定】

損失の処理に関する書類

(単位:円)

科 目	金 額	
当期末処理損失		697,952,530
当期純損失	697,952,530	
損失処理額		697,952,530
船員保険法第124条の準備金取崩額	697,952,530	
次期繰越欠損金		-

上記の損失処理を行った場合、純資産の部の船員保険法第124条の準備金残高は 37,868,030,027円となります。

注 記 事 項

財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成 20 年 9 月 26 日厚生労働省令第 144 号）に定める基準により作成しております。

重要な会計方針

1．金銭の信託の評価基準及び評価方法

償却原価法（定額法）によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	13～15年
工具備品	5～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用ソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に5年）に基づいております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

（4）退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 23 日法律第 30 号）附則第 26 条第 3 項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第 27 条第 2 項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和 28 年 8 月 8 日法律第 182 号）第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

4. 船員保険法第124条の準備金の計上基準

船員保険事業に要する費用の支出に備えるため、船員保険法施行令（昭和28年8月31日政令第240号）第28条に定める基準により、計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

6. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額 44,884,728 円

損益計算書関係

該当事項は、ありません。

キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	9,323,322,942 円
資金期末残高	9,323,322,942 円

金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正15年6月30日勅令第243号）第1条に定める金融商品に限定しております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

リース取引は、設備投資等に係るものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,323,322,942	9,323,322,942	-
(2) 未収入金	2,887,589,713		
貸倒引当金	306,705,449		
	2,580,884,264	2,580,884,264	-
(3) 金銭の信託	30,249,319,633	30,360,372,654	111,053,021
資産計	42,153,526,839	42,264,579,860	111,053,021
(1) 未払金	3,469,833,470	3,469,833,470	-
負債計	3,469,833,470	3,469,833,470	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

(3) 金銭の信託

取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当協会は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤続年数及び等級に基づく累積ポイント並びに退職事由に基づき決定された一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	342,721,056 円
勤務費用	20,835,693 円
利息費用	3,600,460 円
数理計算上の差異の発生額	9,170,463 円
退職給付の支払額	16,836,747 円
退職給付債務の期末残高	359,490,925 円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	359,490,925 円
未積立退職給付債務	359,490,925 円
未認識数理計算上の差異	5,452,050 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	364,942,975 円
退職給付引当金	364,942,975 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	364,942,975 円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	20,835,693 円
利息費用	3,600,460 円
数理計算上の差異の費用処理額	4,173,686 円
確定給付制度に係る退職給付費用	20,262,467 円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.05%

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産のリース期間終了に伴う撤去費用等に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該リース資産のリース期間(4~5年)と見積り、割引率は当該リース期間に見合う国債の流通利回り(0.408%)を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	293,402 円
時の経過による調整額	598 円
期末残高	294,000 円

重要な債務負担行為

該当事項は、ありません。

重要な後発事象

該当事項は、ありません。

XI その他の注記

東日本大震災に係る補助金について

東日本大震災の被災者に対して実施した平成 25 年度全国健康保険協会災害臨時特例補助金交付要綱（平成 25 年 5 月 15 日厚生労働省発保 0515 第 1 号厚生労働事務次官通知）の 3 及び平成 25 年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査国庫補助金交付要綱（平成 25 年 10 月 4 日厚生労働省発保 1004 第 9 号厚生労働事務次官通知）の 3 に定める事業に係る国庫補助金受入額並びにその使用状況は以下のとおりであります。

（単位：円）

対象事業	受入額	使用状況(*1)	残高(*2)
医療保険事業	10,975,000	932,811	10,042,189
特定健診事業	5,000	-	5,000
合計	10,980,000	932,811	10,047,189

(*1) 船員保険における一部負担金等の免除、特定健康診査に係る自己負担金の免除等による費用であり、保険給付費及び健診費用として計上しております。なお、金額については、開示時点における概算額によっております。

(*2) 国庫補助金の未使用額は、翌事業年度以降に返還が見込まれるため、預り補助金として負債に計上しております。また、前事業年度の未使用額については、当事業年度に 9,195,090 円を返還し、前事業年度に計上した預り補助金（期首残高 9,195,090 円）を全額取崩ししております。

附属明細書

(船員保険勘定)

- 1 . 有形固定資産及び無形固定資産の明細
- 2 . 引当金の明細
- 3 . 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細
- 4 . 国等からの財源措置等の明細
- 5 . 役員及び職員の給与等の明細

【船員保険勘定】

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:円)

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却 累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額	摘要
有形固定資産	建物	18,034,064	-	-	18,034,064	4,961,228	1,215,227	13,072,836	
	工具備品	51,258,077	-	-	51,258,077	39,923,500	9,849,436	11,334,577	
	リース資産	5,324,551	-	5,324,551	-	-	644,496	-	
	計	74,616,692	-	5,324,551	69,292,141	44,884,728	11,709,159	24,407,413	
無形固定資産	ソフトウェア	572,025,542	23,341,185	-	595,366,727	460,006,654	117,070,079	135,360,073	
	ソフトウェア仮勘定	10,137,750	9,702,420	10,137,750	9,702,420	-	-	9,702,420	
	計	582,163,292	33,043,605	10,137,750	605,069,147	460,006,654	117,070,079	145,062,493	

2. 引当金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	415,988,723	305,454,265	138,507,685	276,229,854	306,705,449	注1,注2
賞与引当金	22,069,307	22,564,220	22,069,307	-	22,564,220	
役員賞与引当金	1,235,026	1,348,996	1,235,026	-	1,348,996	
退職給付引当金	361,517,255	20,262,467	16,836,747	-	364,942,975	
役員退職手当引当金	295,849	105,630	-	-	401,479	
計	801,106,160	349,735,578	178,648,765	276,229,854	695,963,119	

(注1)一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(注2)当期減少額のうちその他は、洗替法による戻入額を計上しております。

3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金					
政府出資金	465,124,590	-	-	465,124,590	
船員保険法第124条の準備金	36,931,748,124	1,634,234,433	-	38,565,982,557	注1
繰越欠損金					
当期末処理損失	1,634,234,433	697,952,530	1,634,234,433	697,952,530	

(注1) 当期増加額は、前期利益処分による繰入額であります。

4. 国等からの財源措置等の明細

(単位:円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳		摘 要
		前受交付金計上	収益計上	
保険給付費等補助金	2,776,986,000	-	2,776,986,000	
特定健康診査・保健指導国庫補助金	1,405,000	-	1,405,000	
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	26,601,000	-	26,601,000	
災害臨時特例補助金(医療保険)	932,811	-	932,811	
事務費負担金	199,587,000	-	199,587,000	
計	3,005,511,811	-	3,005,511,811	

5. 役員及び職員の給与費の明細

(単位:円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	(50,403) 15,699,987	(0) 1	(-) -	(-) -
職 員	(43,129,550) 270,111,559	(21) 45	(-) 16,836,747	(-) 1
計	(43,179,953) 285,811,546	(21) 46	(-) 16,836,747	(-) 1

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。

(注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。

(注3) 支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与については、各勘定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。

(注4) 非常勤の役員及び職員は、外数として()で記載しております。

参 考 资 料

平成 25 年度お客様満足度調査結果（船員保険）について

1 調査の概要

加入者の意見を適切に把握しサービスの改善や向上を図るため、平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 2 月 28 日までの間において、以下のとおりお客様満足度調査を実施しました。

(1) 調査対象者

疾病任意継続被保険者の資格を取得した方

傷病手当金、高額療養費及び休業手当金を支給した方

(2) 調査方法

(1)の調査対象者ごとにアンケートはがきを疾病任意継続被保険者の資格を取得した方（以下「疾病任継対象者」という。）には被保険者証を送付する際に、傷病手当金、高額療養費及び休業手当金を支給した方（以下「保険給付対象者」という。）には支給決定通知書を送付する際に同封しました。

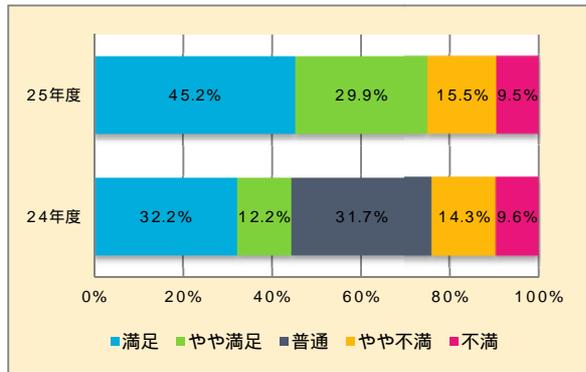
(3) アンケート送付数等

調査対象者	アンケート送付数	アンケート回収数	回収率
疾病任継対象者	2,955 名	341 名	11.5%
保険給付対象者	2,554 名	448 名	17.5%
合計	5,509 名	789 名	14.3%

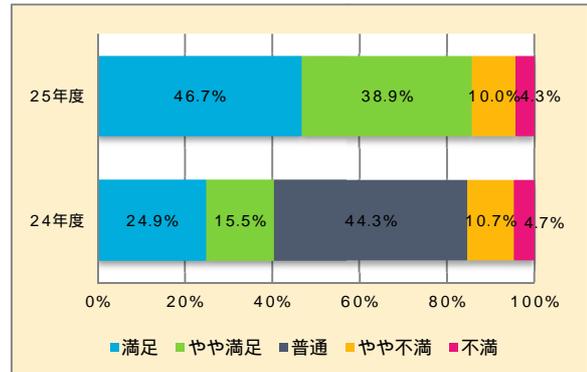
2 調査結果

(1) 全体（疾病任継対象者、保険給付対象者）

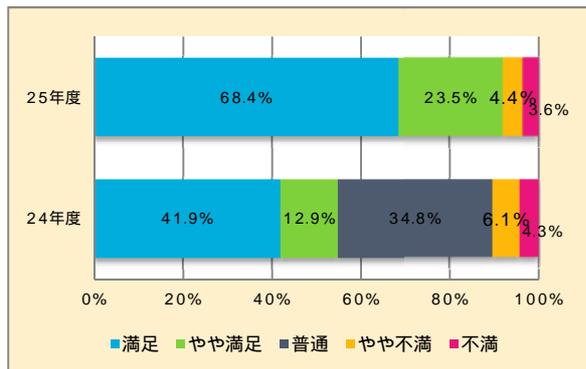
[事務処理に要した期間に対する満足度]
申請から保険証が手元に届くまたは給付金が振り込まれるまでの期間について



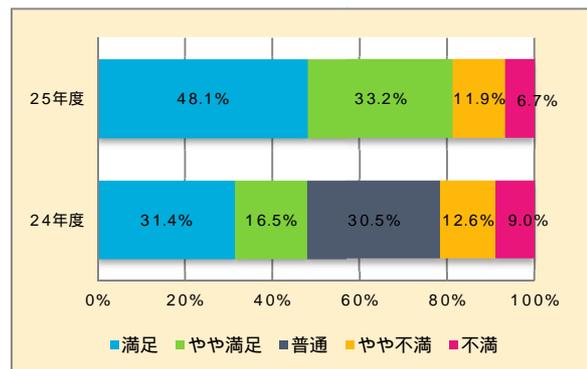
[手続き方法に対する満足度]
申請書の分かりやすさ、見やすさについて



[職員の応接態度に対する満足度]
電話によるお問合わせに対する説明内容や言葉使いについて

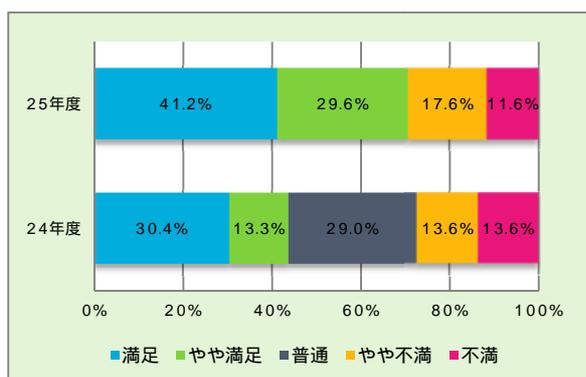


[サービス全体としての満足度]

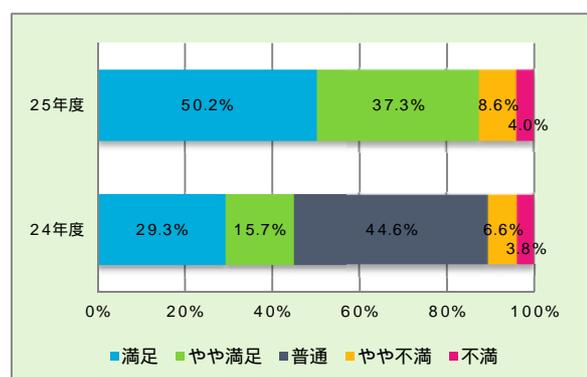


(2) 疾病任継対象者

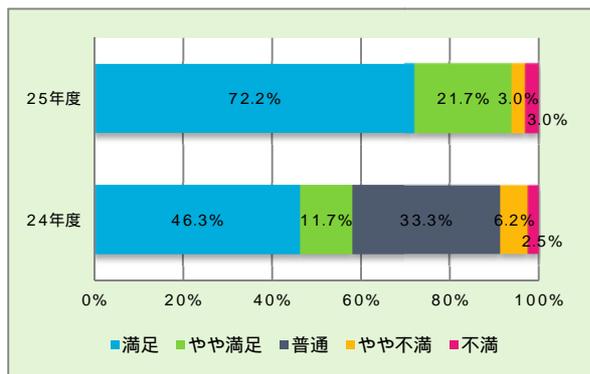
[事務処理に要した期間に対する満足度]
申請から保険証が手元に届くまでの期間について



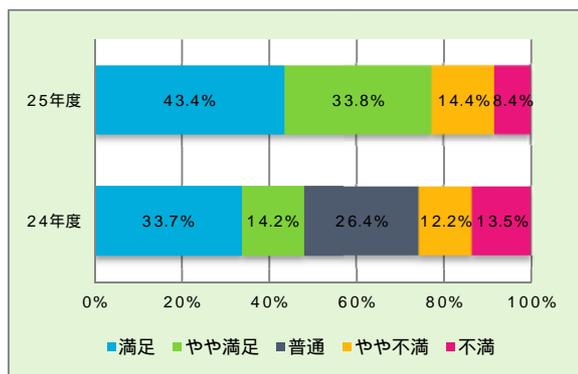
[手続き方法に対する満足度]
申請書の分かりやすさ、見やすさについて



[職員の応接態度に対する満足度]
電話によるお問合わせに対する説明内容や言葉使いについて

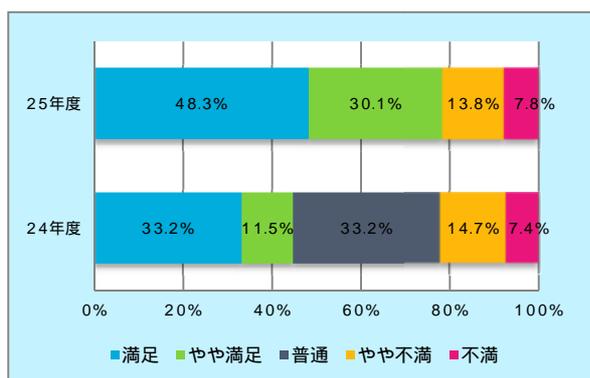


[サービス全体としての満足度]
保険証がお手元に届くまでの全体的な満足度について

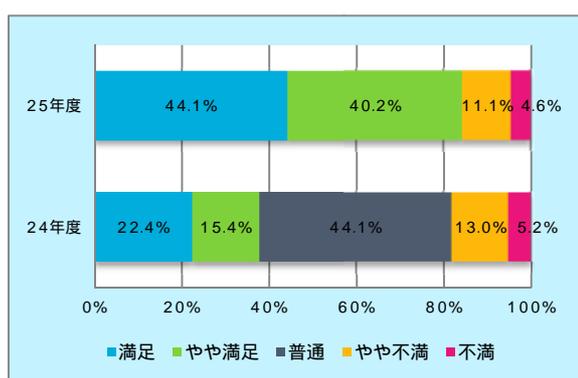


(3) 保険給付対象者

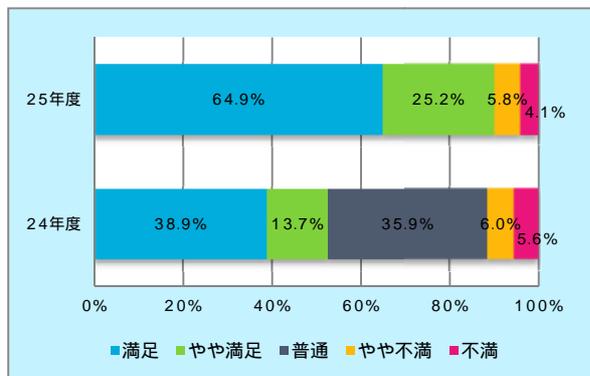
[事務処理に要した期間に対する満足度]
申請から給付金が振り込まれるまでの期間について



[手続き方法に対する満足度]
申請書の分かりやすさ、見やすさについて



[職員の応接態度に対する満足度]
電話によるお問合わせに対する説明内容や言葉使いについて



[サービス全体としての満足度]
給付金が振り込まれるまでの全体的な満足度について

